

資料番号 15-2

第5次総合計画前期基本計画

目次

前期基本計画

序章 前期基本計画について

- 1 前期基本計画の概要
- 2 前期基本計画の考え方
- 3 財政見通し
- 4 施策体系

I 章 災害対策・防犯・市民生活

II 章 健康・福祉

III 章 教育・文化

IV 章 環境・コミュニティ

V 章 都市基盤※・産業振興

VI 章 基本構想を推進するために

資料編

序章 前期基本計画について

1 前期基本計画の概要

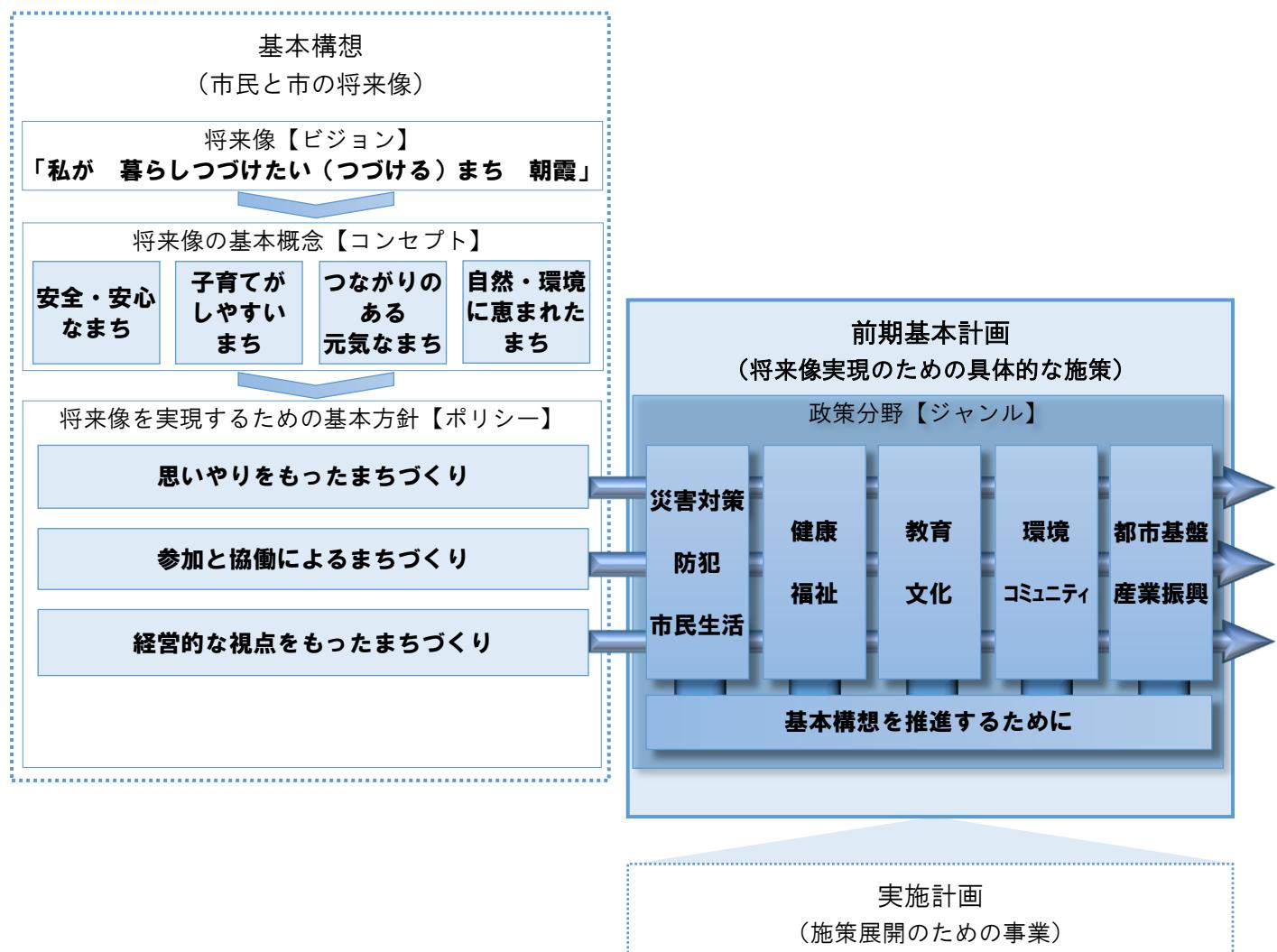
基本計画は、将来像を実現するため、基本構想に掲げた6つの施策を具体的、体系的に示すもので、前期と後期に分け、それぞれ5年間を計画期間とします。

基本構想・基本計画の計画期間

基本構想：平成28年度から平成32年度まで

前期基本計画：平成28年度～平成32年度 後期基本計画：平成33年度～平成37年度

基本構想・前期基本計画・実施計画の構成



2 前期基本計画の考え方

第5次総合計画前期基本計画は、以下の考え方に基づき策定しています。

(1) 成果を検証できる計画

- ・施策の実行の成果を具体的に検証できるようにするために、明確な成果目標（目標値など）を設定しています。

(2) 組織マネジメントにつながる計画

- ・各部・課の使命と責任を明確にし、各部・課が総合計画に基づき組織マネジメント（事業立案、業務展開、進行管理など）を進めることにつながる計画としています。
- ・具体的には、各組織のマネジメントの基礎的な単位となる「大柱」と「課」を関連付けるとともに、複数課が担当する「大柱」についても責任主体となる「主担当課」を明確にし、組織間の連携を重視して施策を推進していくこととしています。
- ・行政分野ごとに策定されている個別計画との関連性を明確にし、効率的かつ透明性の高い計画としています。

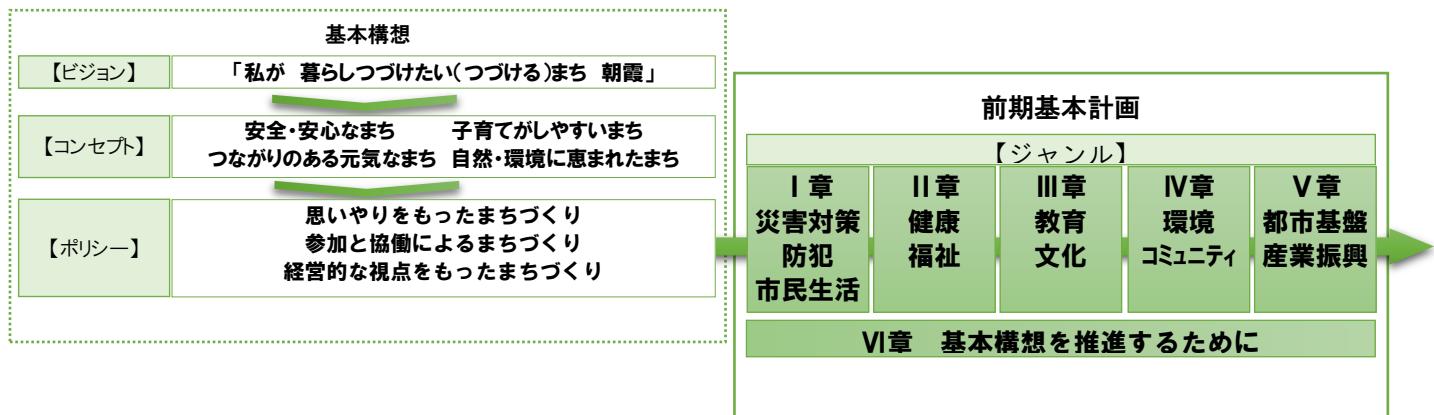
(3) 本計画と行政評価を結びつける計画

- ・市では、最小の経費で最大の効果が得られる行財政運営を行うため、事務事業を立案・選定する際の基準としてこの基本計画を活用します。
- ・本計画（基本計画、実施計画）と行政評価（施策・事務事業評価、外部評価）と結びつけ、毎年度の評価に基づいて実施計画を見直しながら計画を推進していきます。

3 財政見通し

推計方法（参考）

4 施策体系



I 章 災害対策・防犯・市民生活

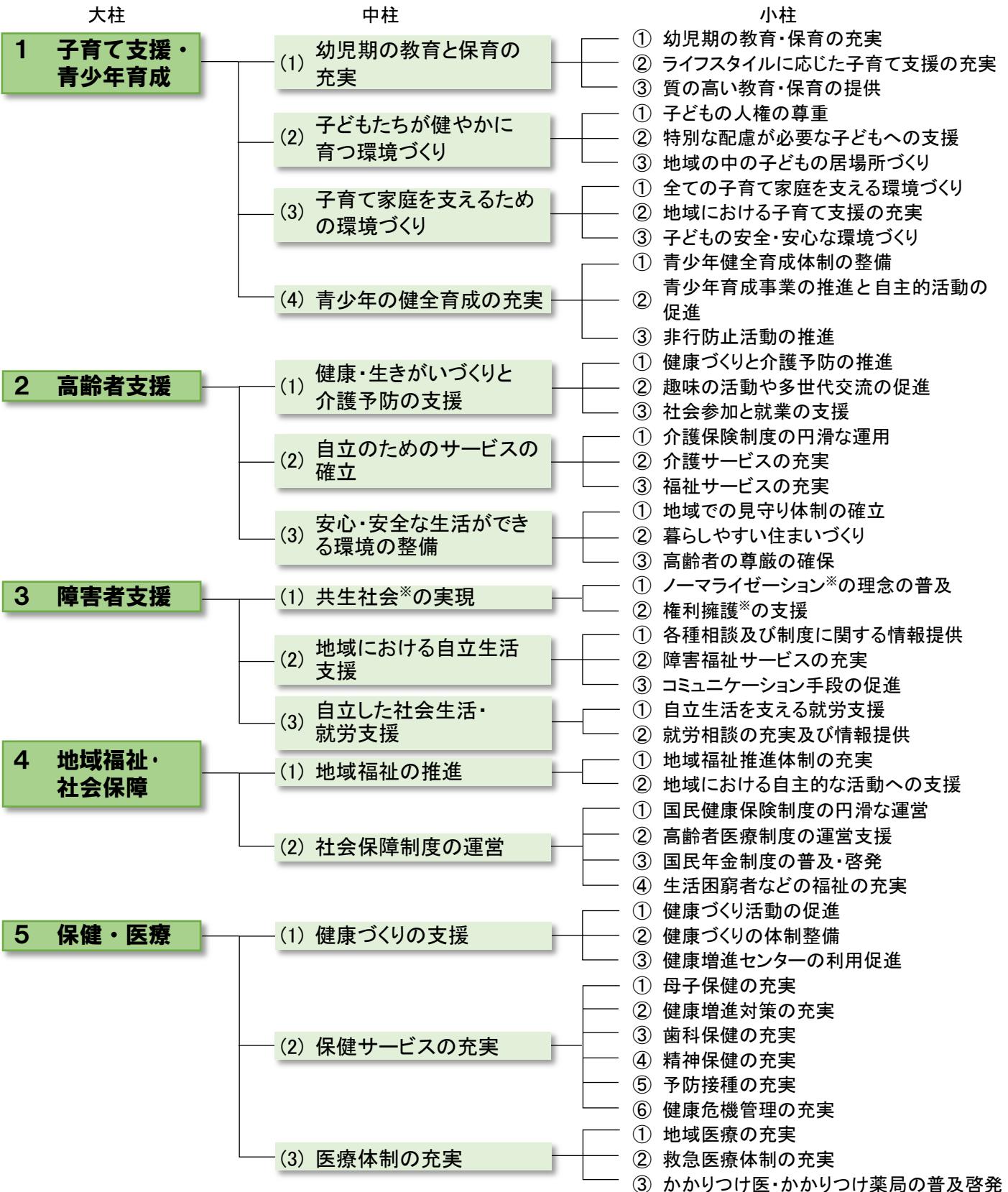
大柱

中柱

小柱



II章 健康・福祉



III章 教育・文化

大柱

中柱

小柱

1 学校教育

(1) 朝霞の次代を担う人材の育成

- ① 豊かな心をはぐくむ教育の推進
- ② いじめ※・不登校※対策の推進
- ③ 人権を尊重した教育の推進
- ④ 生徒指導・教育相談の充実
- ⑤ 体力の向上と学校体育活動の推進
- ⑥ 健康の保持・増進
- ⑦ 小学校と幼稚園・保育園の連携の推進

(2) 確かな学力と自立した力の育成

- ① 確かな学力の育成
- ② 進路指導・キャリア教育※の推進
- 伝統と文化を尊重し国際性を育む教育の推進
- ③ 推進
- ④ 学校 I C T を活用した情報教育の推進
- ⑤ 環境教育の推進
- ⑥ ボランティア・福祉教育の推進
- ⑦ 特別支援教育の推進

(3) 質の高い教育を支える教育環境の整備充実

- ① 教職員の資質・能力の向上
- ② 子どもたちの安心・安全の確保
- ③ 快適な教育環境の整備充実

(4) 学校・家庭・地域が連携した教育の推進

- ① 学校・家庭・地域が一体となった教育力の向上

- ① 生涯学習推進体制の充実
- ② 学習情報の提供と学習機会の充実
- ③ 団体、学習グループの支援とリーダーの育成・活用

2 生涯学習

(1) 生涯学習活動の推進

- ① サービスの充実
- ② 施設管理の充実

(2) 学習しやすい環境整備の充実(公民館)

- ① サービスの充実
- ② 施設管理の充実

(3) 学習しやすい環境整備の充実(図書館)

- ① サービスの充実
- ② 施設管理の充実

(4) 学習しやすい環境整備の充実(博物館)

- ① 地域全体での推進体制の充実
- ② 活動情報の提供の充実
- ③ スポーツ事業の充実

- ④ 団体、指導者の育成・支援と交流の促進

- ① 施設の整備
- ② 効率的な施設運営

3 スポーツ・レクリエーション*

(1) スポーツ・レクリエーション※活動の推進

- ① 文化財の保護・活用
- ② 郷土芸能の保護・活用
- ③ 博物館資料活用

(2) スポーツ施設の整備充実

- ① 芸術文化の活動の充実支援
- ② 発表と鑑賞の機会の充実支援

4 地域文化

(1) 歴史や伝統の保護・活用

- ① 地域文化の発信
- ② 地域イベントの支援
- ③ 地域間・都市間交流の推進

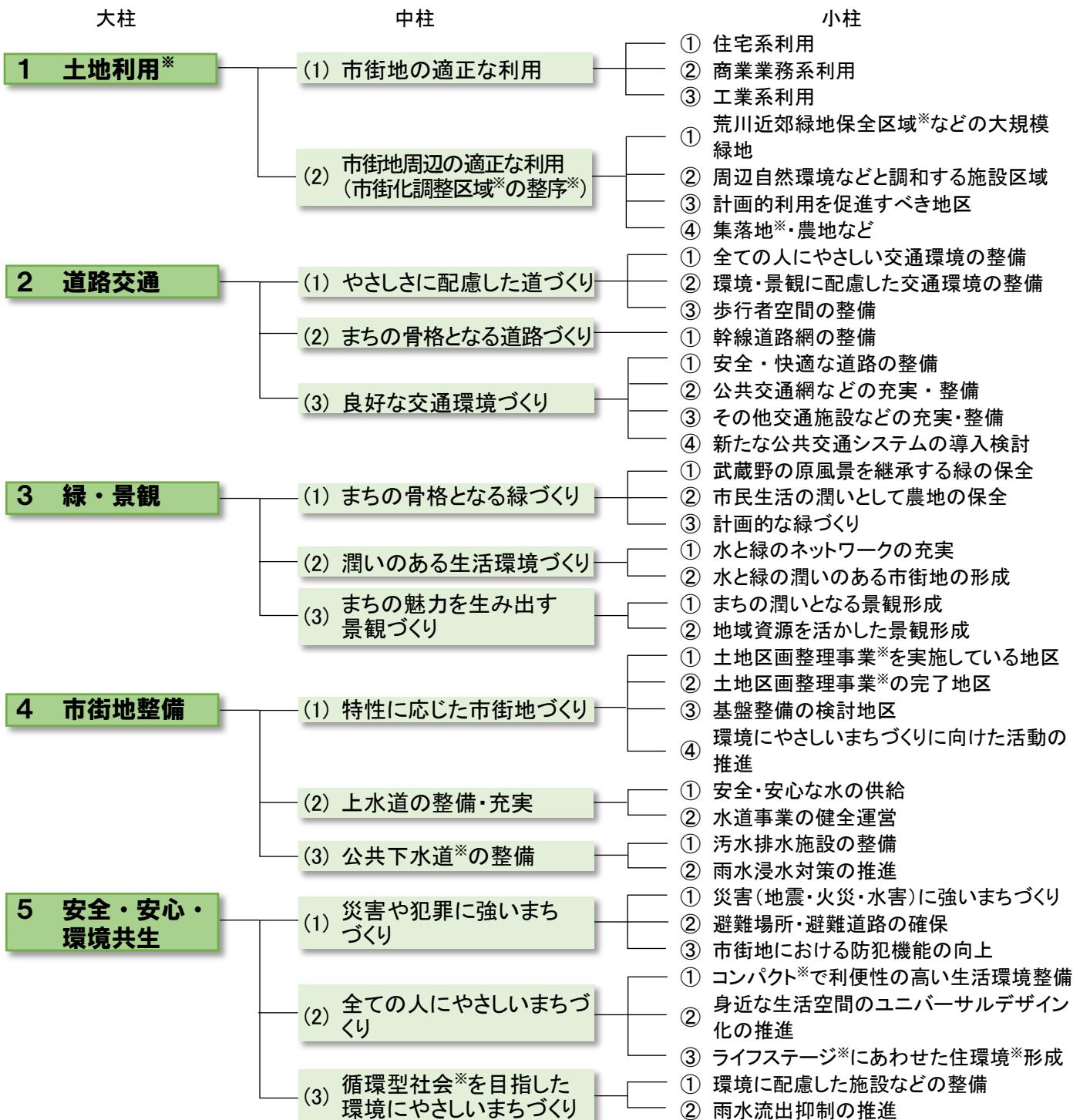
(2) 芸術文化の振興

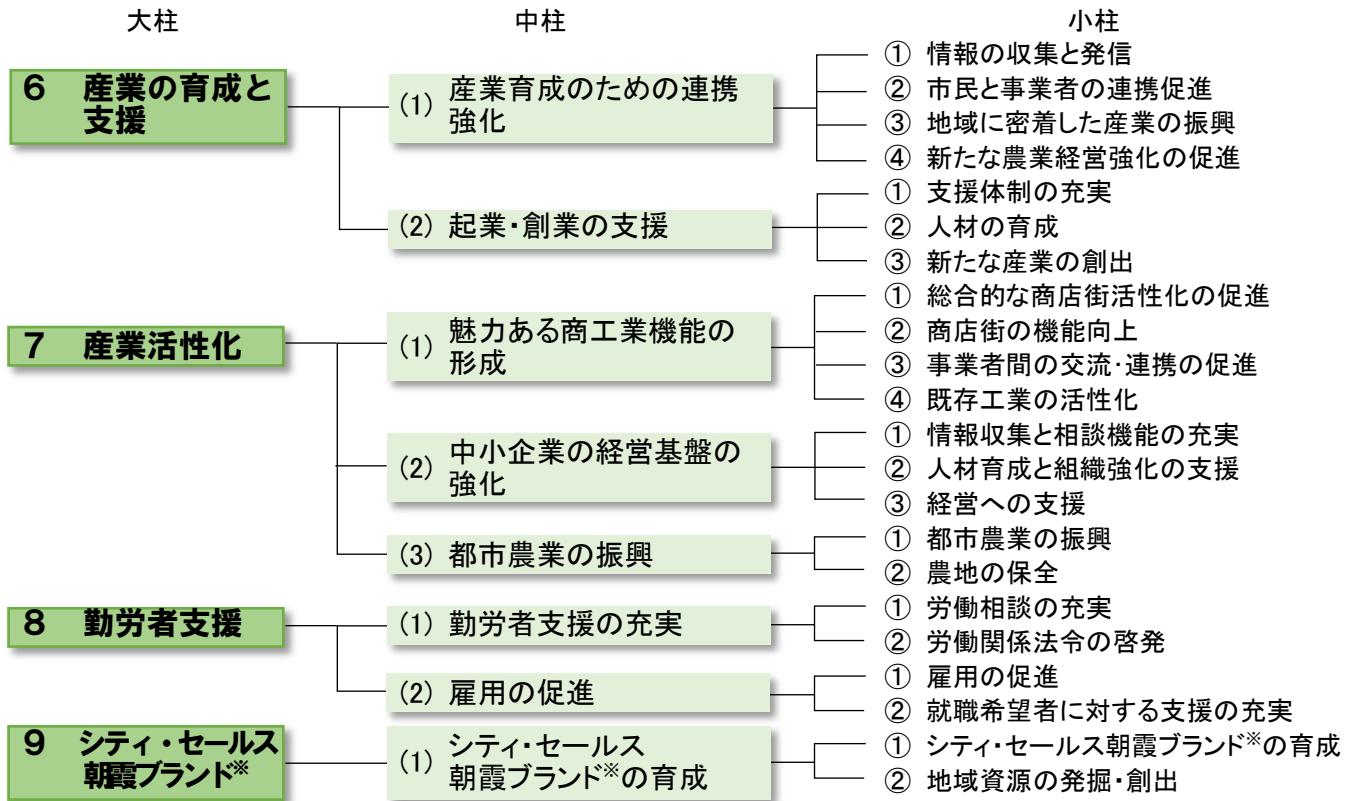
(3) 地域文化によるまちづくり

IV章 環境・コミュニティ

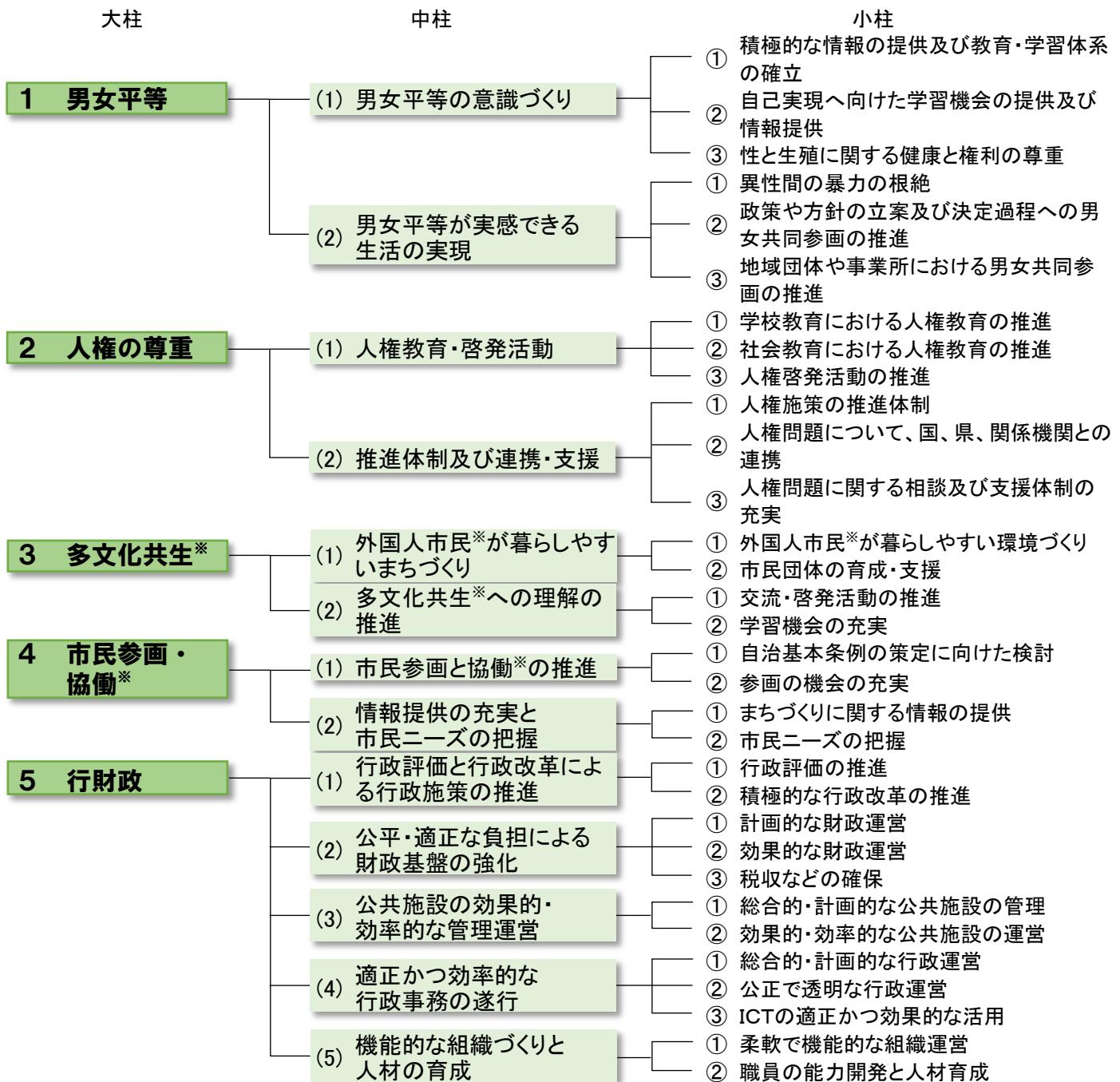


V章 都市基盤*・産業振興





VI章 基本構想を推進するために



I章 災害対策・防犯・市民生活

以下の考え方でこの章の施策を推進していきます。

- ・「安全・安心なまち」と実感できるように、災害活動を迅速、円滑に行う体制を構築するとともに、防災関連施設、資機材などを整備するとともに、災害時に被害を最小限にするため、自主防災組織が行う防災活動を支援していきます。また、複雑化する災害に対応するため、朝霞地区一部事務組合埼玉県南西部消防本部が行う消防・救急業務を支援するとともに、消防団の充実を図ります。さらに、防犯では、警察など関係機関と連携を図り、防犯活動を推進するとともに、消費者トラブルの未然防止と解決に努めます。
- ・「子育てがしやすいまち」と実感できるように、災害時なども子どもの安全が守られ、また、子どもが犯罪や交通事故に遭うことのないよう、子どもの目線での安全な環境づくりに努めます。
- ・「つながりのある元気なまち」と実感できるように、地域での防災の取組を通じて、災害時に助け合えるまちの実現に努め、日ごろの地域のつながりを強化します。また、地域における生活の安全を守るため、地域での見守り活動を支援します。
- ・「自然・環境が豊かなまち」と実感できるように、自然・環境を活用した災害への対応や、犯罪を起こさせにくいまちづくりなど、地域環境づくりを推進します。

1 防災・消防

- (1) 防災対策の推進
- (2) 地域防災力の強化
- (3) 消防体制の充実

現状と課題

- 朝霞市地域防災計画に基づき、市域に係る災害対策全般に対し、総合的かつ計画的な防災行政を推進し、市民の生命、身体及び財産を保護することを進めてきました。今後においても、全市的な危機管理体制の強化、関係機関との連携、協力体制を構築するとともに、防災行政無線などの施設、設備などの整備を行う必要があります。
- 自助・共助の役割を担う自主防災組織の組織化により、地域防災力の向上に繋がっています。今後においても引き続き組織化に努めるとともに、災害時に自主防災組織が、効果的な防災活動を行えるよう支援していく必要があります。
- 消防救急業務は、平成10年10月から本市及び志木市、和光市、新座市で広域化され、朝霞地区一部事務組合埼玉県南西部消防本部で行っています。高齢化社会の到来や大規模災害の発生が懸念される中、引き続き、消防救急体制を支援していきます。また、災害時の防災、減災のため、地域防災の要である消防団員を確保し、消防団員の災害対応能力の向上を図るとともに、消防団と自主防災組織との連携を強化していく必要があります。

めざす姿

地震、豪雨などの災害時に被害軽減を図るために、活動体制や、防災体制が整備された災害に強いまちになっています。また、地域においては、自主防災の理念のもと地域防災力の向上に積極的に取り組むまちになっています。

具体的な施策

(1) 防災対策の推進 主担当課：危機管理室

①総合的な防災体制の強化

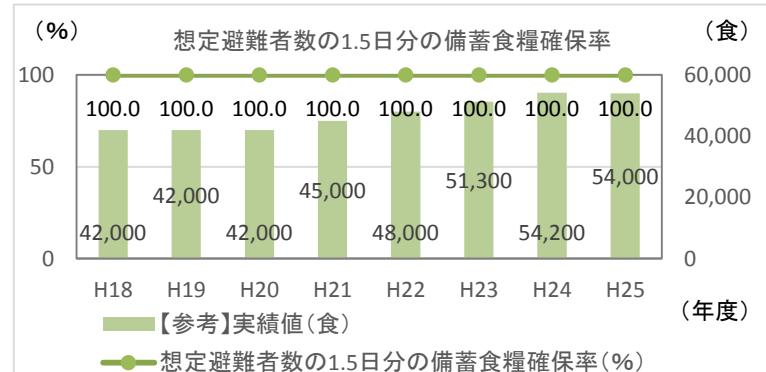
- 市民との協働※により、防災に関する課題の把握や情報の共有化を積極的に進めます。地域防災計画に基づき、全市的な災害時の活動体制を確立するとともに、消防などの防災関係機関との連携や災害協定団体との協力体制の整備に努め総合的な防災体制の強化を図ります。

②防災施設などの整備

- 災害時の迅速な応急対策を行うため、防災行政無線などの設備や備蓄食糧、資機材などの整備、充実を図ります。また、避難所の見直しを行い、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を行います。

成果指標		想定避難者数の1.5日分の備蓄食糧確保率	
地域防災計画に基づき市が備蓄すべき必要な総数			
現状値（年度）		H33 年度目標値	H38 年度目標値
100% (H25 年度)		100%	100%

成果指標の推移



関連する個別計画： 地域防災計画（平成28年度～）
国民保護計画（平成19年度～）

(2) 地域防災力の強化 主担当課：危機管理室

①防災意識の高揚

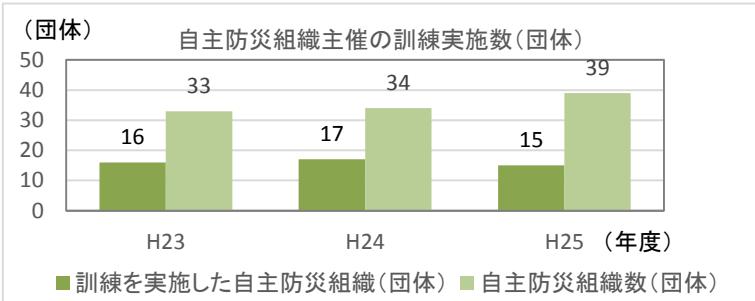
- 近年頻発している、地震、集中豪雨、竜巻などの自然災害に対する防災意識を高めるとともに、自助・共助の必要性を普及します。

②自主防災活動の支援

- 災害時に被害を最小限にするため、自主防災組織の組織化に努めます。また、災害時に自主防災組織が、効果的な防災活動が行えるよう、自主防災組織連絡会議と意見交換や情報共有を図るともに、自主防災リーダーを育成するほか、日頃から自主的に防災訓練などを実施できるよう支援するなど、自主防災組織を適切に維持し活性化に努めます。

成果指標	自主防災組織主催の訓練などの実施数	
現状値（年度）	H33 年度目標値	H38 年度目標値
15 団体／ 39 団体 (H25 年度)	30 団体／ 45 团体	50 団体／ 50 团体

成果指標の推移



注：平成22年度以前はデータなし

(3) 消防体制の充実 主担当課：危機管理室

①埼玉県南西部消防本部との連携

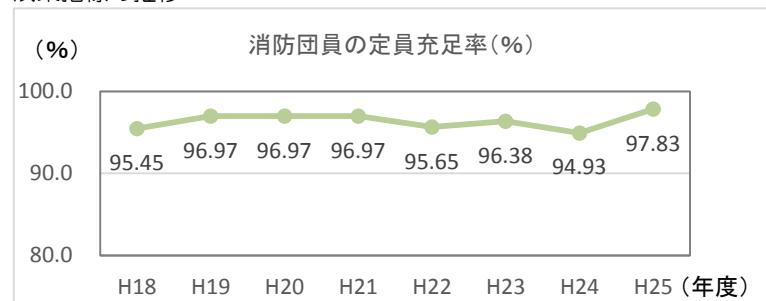
- 朝霞地区一部事務組合埼玉県南西部消防本部と連携を図り、高度化する消防・救急業務を支援します。

②消防団の充実

- 消防団による効果的な防災、消防活動を支援するため、消防団員を確保するとともに、複雑化する災害に対応するため、消防団員の技術の向上に努めます。また、老朽化した消防団詰所を更新整備するとともに消防車両や資機材などの整備、充実に努めます。

成果指標	消防団員の定員充足率	
消防団定員（138名）に対する充足率	H33 年度目標値	H38 年度目標値
97.83% (H25 年度)	100%	100%

成果指標の推移



2 生活

- (1) 防犯のまちづくりの推進
- (2) 消費者の自立支援の充実
- (3) 安心できる葬祭の場の提供

現状と課題

- 犯罪の発生は減少傾向にありますが、今後も犯罪発生の抑止力として地域の見守りは重要であるため、市民による防犯パトロールなど地域コミュニティによる活動体制づくりに取り組む必要があります。
- 複雑・多様化する悪質商法、契約トラブル、製品事故など、消費者被害の未然防止、早期解決のため消費生活相談窓口の周知や消費者の自立を支援する啓発、情報提供に取り組む必要があります。
- 斎場は立地条件もよく安定して利用されていますが、葬儀形態の変化などによる斎場利用を取り巻く社会状況の変化に対応していくことが必要です。今後も安心して利用できるように、老朽化の課題に取り組む必要があります。

めざす姿

犯罪発生の抑止力としての地域の防犯意識が高まり、地域コミュニティによる見守り活動が推進され、犯罪などが起こりにくい環境になっています。

消費者に必要な情報、教育の機会が提供されるとともに、消費者被害の未然防止、被害回復のため消費生活相談を受ける環境が整っています。

市民の葬祭が滞りなく行われています。

具体的な施策

(1) 防犯のまちづくりの推進 主担当課：地域づくり支援課

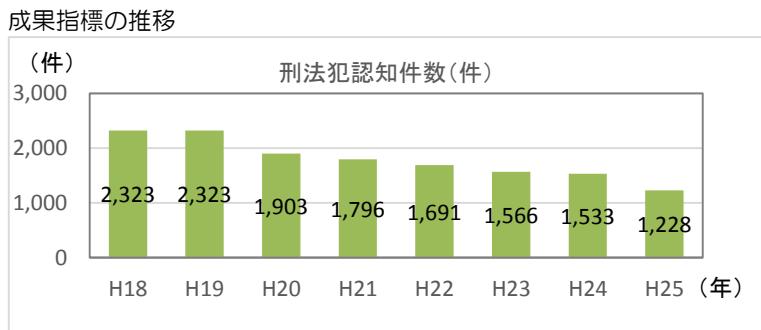
①防犯活動の充実

- 第3次防犯推進計画に基づいて、警察及び関係機関との連携のもと、複雑巧妙化する犯罪などの防犯情報を提供し、防犯意識の高揚に努めます。さらに、防犯パトロールやスクールガード※を配置し、地域の自主的な防犯活動の支援に努めます。

成果指標		市内における刑法犯認知件数※	
埼玉県警察本部が公表した市内発生街頭犯罪などの認知件数			
現状値（年度）		H33 年度目標値	H38 年度目標値
1,228 件 (H25 年度)		第3次防犯推進計画 (H27 年度策定)による	第3次防犯推進計画 (H27 年度策定)による

②防犯環境の整備

- 防犯灯や道路照明灯を適正に設置するほか、危険箇所を把握し改善するなど、安全なまちづくりを推進します。
- 高齢化や核家族化の進展とともに、顕在化している空き家などの管理不全な状態を防ぎ、市民の良好な生活環境を確保するように努めます。



（2）消費者の自立支援の充実 主担当課：地域づくり支援課

①消費生活への支援

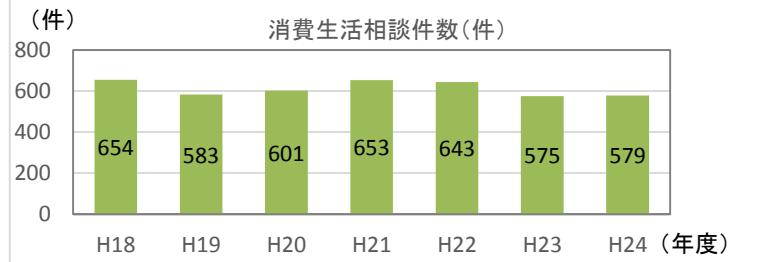
- 消費者の自立を支援するため、消費者教室など 消費生活について学ぶ機会や、消費生活に関する情報の提供、関係機関との連携に努めます。

②消費生活相談の充実

- 相談機能の充実のため、複雑、多様化する消費生活相談に対応する相談員の能力向上、専門家による支援、関係機関との連携に努めます。

成果指標		消費生活相談件数	
消費生活に関する年間の相談件数			
現状値（年度）		H33 年度目標値	H38 年度目標値
609 件 (H25 年度)		633 件	648 件

成果指標の推移



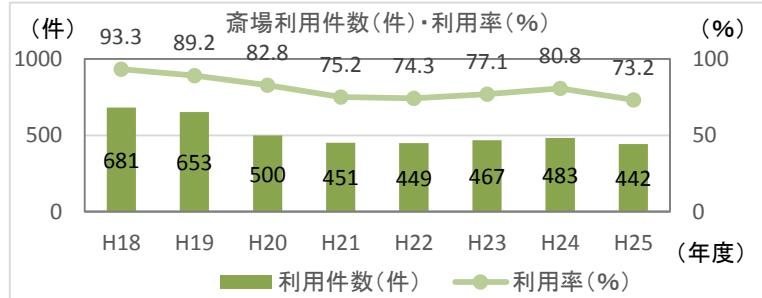
（3）安心できる葬祭の場の提供 主担当課：地域づくり支援課

①斎場の適正な管理運営

- 家族葬など葬儀形態の変化に対応した運営など、今後も安心して利用できるように、公共施設等総合管理計画に従い適切な改修を行います。

成果指標		斎場利用率	
斎場の利用可能枠に対する利用率			
現状値（年度）		H33 年度目標値	H38 年度目標値
73.2% (H25 年度)		76.1%	76.1%

成果指標の推移



II章 健康・福祉

以下の考え方でこの章の施策を推進していきます。

- ・「安全・安心なまち」と実感できるように、全ての人が安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉サービス・住環境※などの充実のほか、社会保障制度の適正な運営に努めます。また、住民・関係機関・行政がともに連携して、高齢者・障害のある人などが、地域で自立した生活が送ることができるよう、セーフティネットの充実に努めます。
- ・「子育てがしやすいまち」と実感できるように、妊娠から出産・子育てと、継続した支援体制とサービスの充実に努めます。また、全ての子どもが健やかに成長できる地域の環境づくりに努めます。
- ・「つながりのある元気なまち」と実感できるように、一人ひとりの個性や能力を生かして暮らし続けることができるよう、高齢者、障害のある人、子育て中の家庭など全ての人が、地域の中で支え合う仕組みづくりに努めます。
- ・「自然・環境に恵まれたまち」と実感できるように、高齢者、障害のある人、子育て中の家庭などが、それぞれ朝霞の豊かな自然に触れ合うことができる場や機会を提供できるように努めます。

1 子育て支援・青少年育成

- (1) 幼児期の教育と保育の充実
- (2) 子どもたちが健やかに育つ環境づくり
- (3) 子育て家庭を支えるための環境づくり
- (4) 青少年の健全育成の充実

現状と課題

- 子どもを保育施設に預けたい世帯が増加傾向にある中で、市民の生活スタイルが多様化し、保育に対するニーズも様々なものがあることから、子ども・子育て支援事業計画に基づき、幼児期の学校教育・保育の見込量の確保及び実施時期を定め、全ての子どもが質の高い教育・保育を受けることができるよう取り組むことが必要です。
- 全ての子どもが健やかに育つことができるよう、子どもの権利を尊重する意識の啓発に努め、関係機関による連携を強化しながら、児童虐待の早期発見、早期対策及び防止に努めるとともに、多様な世代に対応した子どもたちの居場所づくりを進め、子どもが健やかに育つ環境をつくることが必要です。
- 全ての家庭が安心して子育てができるように、相談体制の充実やこども医療費※などの充実を図るとともに、子育て支援センター※などを活用した子育てネットワークの充実が必要です。
- 社会状況の変化により、青少年の社会性の獲得や自立がますます困難になり、地域では「子ども会」離れなど、青少年健全育成を推進していく基盤となる子ども・青少年と地域とのつながりの希薄化が懸念されています。青少年の地域社会への帰属意識を醸成するとともに、青少年の社会参加意識を高めていくことが課題となっています。

めざす姿

全ての子どもが質の高い教育・保育を受けることができるとともに、子どもの権利が守られ、全ての子どもが安心して健やかに育つ環境が整っています。

また、子育てに関する相談を気軽にすることができますなど、全ての家庭が安心して子育てをすることができます。

学校、家庭、青少年の育成に関する市民団体などとの協働※による青少年健全育成活動が推進され、青少年が健全に育っています。

具体的な施策

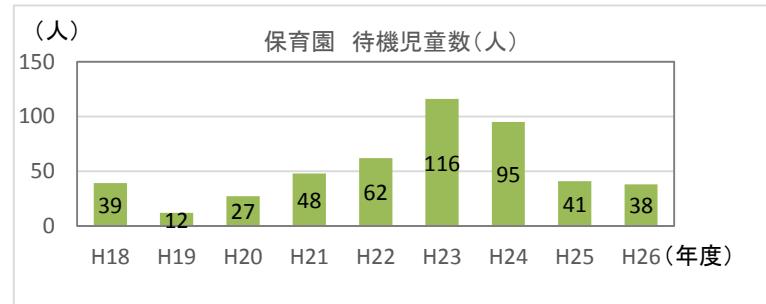
（1）幼児期の教育と保育の充実 主担当課：保育課

① 幼児期の教育・保育の充実

- 待機児童※の解消を図るとともに、幼児期の教育・保育の充実、家庭的保育事業など※の充実に努めます。また、放課後児童クラブ※の充実に努めます。

成果指標	保育園待機児童※数	
保護者の就労等の理由により、保育に入園申請をしたにもかかわらず、入園することができなかった児童数。		
現状値（年度）	H33 年度目標値	H38 年度目標値
38 人 (H26 年度)	0 人	0 人

成果指標の推移



注：各年 4 月 1 日現在

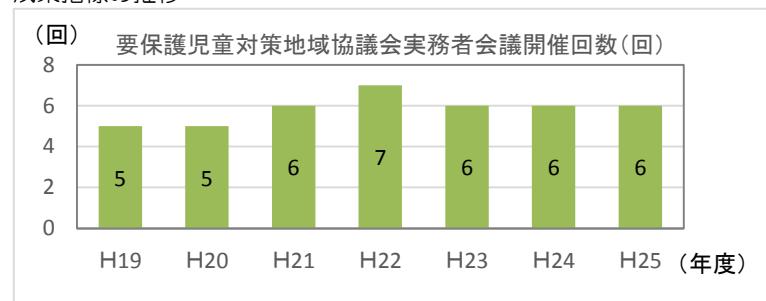
（2）子どもたちが健やかに育つ環境づくり 主担当課：こども未来課・保育課

①子どもの人権の尊重

- 子どもの命や権利が尊重されるように、子どもの人権に対する認識を深めるための啓発に努めます。また、虐待や貧困から守るために、児童虐待防止に関する意識の普及啓発や、要保護児童※対策の推進を図ります。

成果指標	要保護児童※対策地域協議会実務者会議開催回数	
要保護児童※などの適切な保護または適切な支援を図るため、開催された要保護児童※対策地域協議会実務者会議の回数		
現状値（年度）	H33 年度目標値	H38 年度目標値
6 回 (H25 年度)	6 回	6 回

成果指標の推移



注：平成 18 年度はデータなし

1 子育て支援・青少年育成

- (1) 幼児期の教育と保育の充実
- (2) 子どもたちが健やかに育つ環境づくり
- (3) 子育て家庭を支えるための環境づくり
- (4) 青少年の健全育成の充実

(3) 子育て家庭を支えるための環境づくり 主担当課：こども未来課・保育課

①全ての子育て家庭を支える環境づくり

- 子育て家庭を支援するため、児童相談体制を充実させるとともに、家庭児童相談や電話相談の充実に努めます。
- 児童手当※や子ども医療費※などの助成に努めます。

成果指標	子育て支援センター※利用者数	
現状値（年度）	H33 年度目標値	H38 年度目標値
33,430 人 (H25 年度)	34,000 人	34,000 人

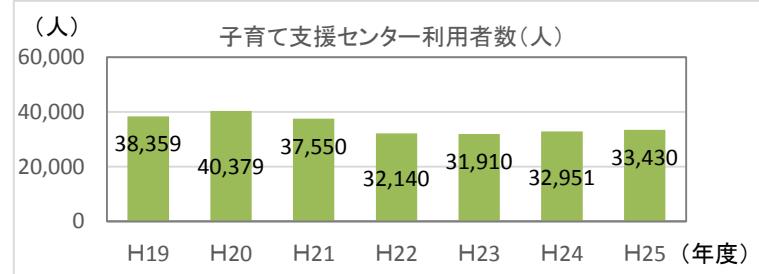
②地域における子育て支援の充実

- 地域における子育て支援策として、子育て支援センター※や児童館など、気軽に集まれる場の充実に努めます。
- 世代を越えた高齢者と児童の交流事業を推進します。

③子どもの安全・安心な環境づくり

- 子どもが犯罪や事故に巻き込まれないよう、「青少年を守り育成する家※」の設置に努めます。

成果指標の推移



注：平成 18 年度はデータなし

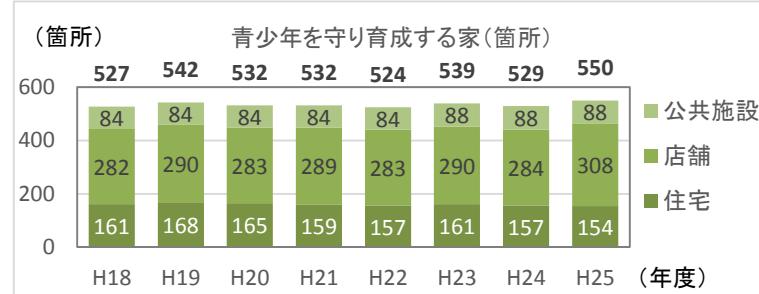
(4) 青少年の健全育成の充実 主担当課：こども未来課

①青少年健全育成体制の整備

- 青少年の健全育成の重要性に対する市民の意識を高めるとともに、関係団体による活動に対する助成を行い、関係団体、学校、企業などと連携して、青少年を守る家を増やすなど、地域全体で青少年健全育成の体制づくりを進めます。

成果指標	青少年を守り育成する家※の数	
現状値（年度）	H33 年度目標値	H38 年度目標値
550 箇所 (H25 年度)	584 箇所	604 箇所

成果指標の推移



②青少年育成事業の推進と自主的活動の促進

- 青少年のリーダーの育成を図るとともに、青少年のボランティア活動や子ども会活動などの自主的活動を促進します。

③非行防止活動の推進

- 青少年の行動に対する課題を把握し、青少年に対する市民の理解を得ながら、関係団体、学校、企業などと連携し、地域全体で環境浄化活動などの非行防止活動を推進します。

関連する個別計画： 子ども・子育て支援事業計画（H27年度～H31年度）

2 高齢者支援

- (1) 健康・生きがいづくりと介護予防の支援
- (2) 自立のためのサービスの確立
- (3) 安心・安全な生活ができる環境の整備

現状と課題

●今後10年間は、比較的緩やかに高齢化が進展するものの、高齢者に占める75歳以上の割合は高くなると予想され、認知症の方や、介護が必要となる方、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯なども増加することが考えられます。このため、元気高齢者であり続けるため、自らの心身の健康管理に努めること（自助）、介護保険や医療保険などによる適切なサービス（共助）に加え、地域社会全体で、高齢者を支えていく仕組みづくり（互助）や、低所得者などに対する行政による支援（公助）に取り組む必要があります。

めざす姿

「長寿をともに楽しみ喜べる朝霞の創造～住み慣れたまち 朝霞で 住み続けていくために～」の基本理念のもと、いくつになっても安心して住み慣れた地域で生活していただける環境が整っています。

具体的な施策

(1) 健康・生きがいづくりと介護予防の支援 主担当課：長寿はづらつ課

①健康づくりと介護予防の推進

- 情報提供や講習会などを実施し、介護予防の理解促進に努め、高齢者の健康意識の向上を図ります。

成果指標	元気高齢者率	
第1号被保険者のうち、要支援・要介護認定を受けていない方の割合	H33年度目標値	H38年度目標値
現状値（年度） 86% (H25年度)	82%	79%

②趣味の活動や多世代交流の促進

- 老人クラブの活性化の促進や、スポーツ・レクリエーション※、生涯学習活動など、新たな自主活動や交流の場、機会の創出を支援します。

③社会参加と就業の支援

- 高齢者の就労機会の確保を図るため、シルバー人材センターの充実を支援します。



(2) 自立のためのサービスの確立 主担当課：長寿はつらつ課

①介護保険制度の円滑な運用

- 介護保険制度が円滑に運営できるよう、情報の提供に努め、制度の周知・理解の促進に努めるとともに、相談体制の充実を図ります。

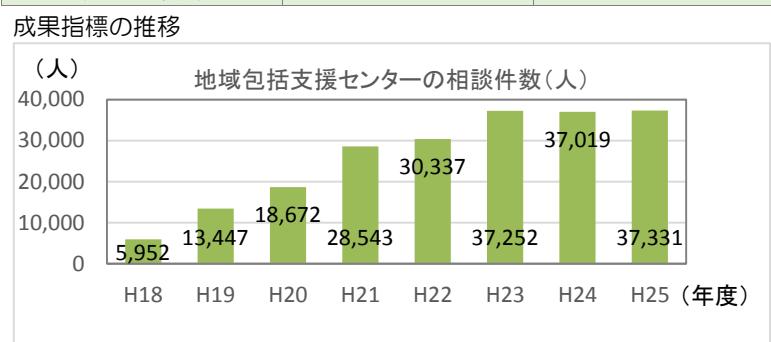
成果指標	地域包括支援センターの相談件数	
地域包括支援センターに相談に訪れる方の各年の延べ件数	H33 年度目標値	H38 年度目標値
現状値（年度）		
37,331 件 (H25 年度)	41,000 件	43,000 件

②介護サービスの充実

- 地域包括ケアシステムを構築し、医療と介護の連携を図り、在宅サービスや施設サービスの質の向上を図ります。

③福祉サービスの充実

- 健康増進、生活支援及び認知症施策の充実に努めるとともに、介護する家族の支援に取り組みます。



(3) 安心・安全な生活ができる環境の整備 主担当課：長寿はつらつ課

①地域での見守り体制の確立

- 地域の団体と連携し、見守り体制を確立するなど、要援護者の支援の充実を図ります。

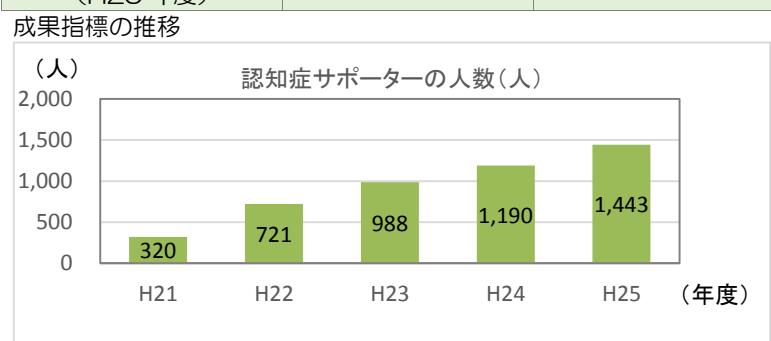
成果指標	認知症サポーターの人数	
認知症サポーター養成講座を受講し、認知症サポーターとなった方の人数	H33 年度目標値	H38 年度目標値
現状値（年度）		
1,443 人 (H25 年度)	3,843 人	5,343 人

②暮らしやすい住まいづくり

- 住宅改善費の助成などにより、暮らしやすい住まいづくりを支援します。

③高齢者の尊厳の確保

- 成年後見制度※を活用するなど、高齢者の権利擁護※に努めます。



注：平成20年度以前はデータなし

3 障害者支援

- (1) 共生社会※の実現
- (2) 地域における自立生活支援
- (3) 自立した社会生活・就労支援

現状と課題

●高齢化などに伴い、障害のある人が増加しており、必要な障害福祉サービス及び相談支援が提供できる体制の整備が求められています。また、社会参加を促すために、障害の程度に応じて、地域活動支援センターの利用や就労等を促進するため、それらの支援の充実が必要です。さらに、障害者基本法の主旨等を踏まえ、共生社会※の実現を目指して、「ノーマライゼーション※理念」の普及・啓発を図り、障害及び障害のある人についての理解を深めていくことが必要です。

めざす姿

様々な手段で、市民にノーマライゼーション※理念の普及が図られ、障害及び障害のある人についての理解が深まり、障害のある人とない人の共生社会※が実現しています。また、ライフステージ※に応じた各種相談や情報提供の充実が図られ、地域において、誰もが安心して健やかな生活を送っています。

具体的な施策

(1) 共生社会※の実現 主担当課：障害福祉課

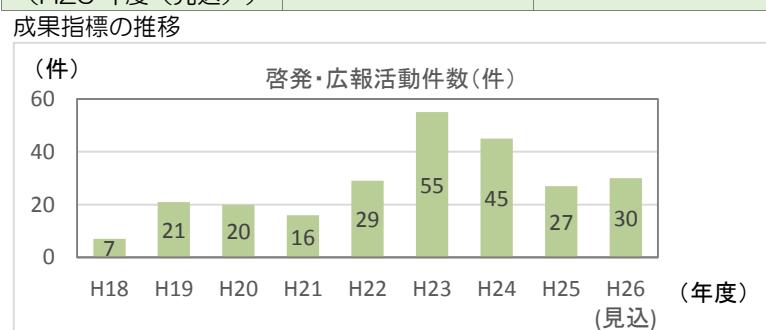
①ノーマライゼーション※の理念の普及

- 障害のある人についての理解を深めるため、ノーマライゼーション※の理念の普及、施策の充実に努め、様々な機会を通して障害の特性に関する情報提供、啓発、広報を行うとともに、障害のある人とないとの交流の機会を広げます。

②権利擁護※の支援

- 障害者虐待防止センターの機能を充実させるとともに、障害のある人が安心して地域で生活できるように成年後見制度※や権利擁護※制度の活用を支援します。

成果指標	啓発、広報活動件数		
	現状値（年度）	H33 年度目標値	H38 年度目標値
30 件 (H26 年度（見込）)	40 件	50 件	



注：平成 24 年度までは、市広報を月 2 回発行していたが、平成 25 年度以降は月 1 回の発行となった。

関連する個別計画： 第4次障害者プラン（H24年度～H28年度）

第4期障害福祉計画（H27年度～H29年度）

（2）地域における自立生活支援 主担当課：障害福祉課

①各種相談及び制度に関する情報提供

- ライフステージ※の各段階に応じ、各種相談や情報提供の充実を図るとともに、必要な保健・医療・福祉サービスが総合的に行える体制を確立します。

②障害福祉サービスの充実

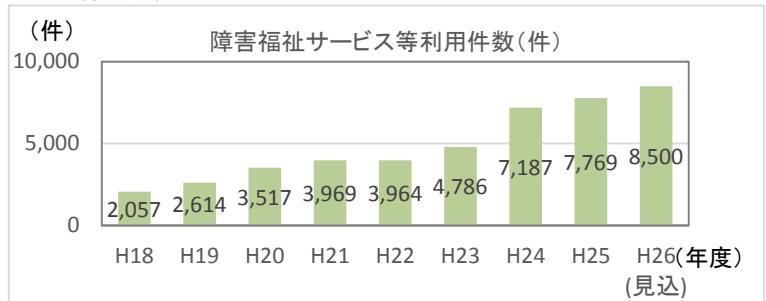
- 障害者総合支援法※に基づく障害福祉サービスの充実を図ります。

③コミュニケーション手段の促進

- 障害のある人の意思疎通、意思伝達支援のための基盤の整備に努めます。

成果指標	障害福祉サービスなどの利用件数	
障害福祉サービスなどの年間利用件数		
現状値（年度）	H33年度目標値	H38年度目標値
7,769件 (H26年度(見込))	11,200件	14,000件

成果指標の推移



注：平成 22 年度以前はデータなし

（3）自立した社会生活・就労支援 主担当課：障害福祉課

①自立生活を支える就労支援

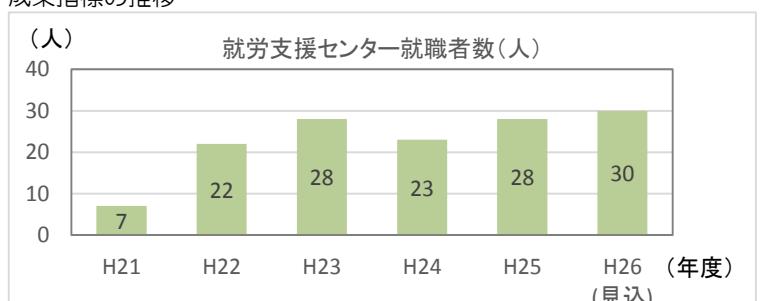
- 民間事業者に対し、広く障害のある人の雇用を働きかける一方、国や県とも連携し、啓発活動を推進します。

②就労相談の充実及び情報提供

- 一般就労が困難な人が利用できるよう、福祉的就労施設※や日中活動施設の整備に努めます。

成果指標	障害者就労支援センターの活用による就職者数	
障害者就労支援センターの活用による年間就職者数		
現状値（年度）	H33年度目標値	H38年度目標値
30人 (H26年度(見込))	60人	75人

成果指標の推移



注：就労支援センターは平成 21 年 10 月に開所したため、平成 20 年度以前はデータなし

4 地域福祉・社会保障

- (1) 地域福祉の推進
- (2) 社会保障制度の運営

現状と課題

- 地域における人間関係の希薄化が進む一方で、福祉サービスを必要とする人たちが、地域社会を構成する一員として日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会を得ることができるよう、地域福祉を推進する重要性がいわれている状況です。そのような状況の中で、市民の地域福祉についての意識を高め、市民や行政、福祉関係者や市民ボランティアが、お互いに協力して地域の連携を深めていくことは、今後も取り組んでいかなければならない課題として挙げられます。
- 国民健康保険の運営については、加入者の高齢化や医療技術の高度化などにより医療費が増え続ける一方、加入者は低所得者が多く保険税収入が低迷するなどの影響により、財政状況は逼迫している状況です。このため医療費の適正化や収納率の向上などを図り、制度を安定して円滑に運営することが課題となっています。また、国においては、国民健康保険制度改革が検討されており、今後、都道府県と市町村の役割分担を見直されるなど、国民健康保険を取り巻く環境は極めて流動的であることから、その動向に注視する必要があります。
- 国民年金については、長い老後の生活、また万一障がいとなっても安心して暮らすことができるよう、適正な届出に基づく加入と負担が求められます。このため日本年金機構と連携を図り、市民に制度を正しく理解してもらえるように広報活動や年金相談を通じて、普及啓発を図る必要があります。
- 生活困窮者等については、これまで主に生活保護法による援助を行っていましたが、新たに施行された生活困窮者自立支援法も踏まえ、様々な内容の相談に対応した情報の提供や助言、援助を行う必要があります。

めざす姿

地域福祉においては、市民一人一人の参加による、みんなで支え合う地域づくりが重要であるため、人の交流によって分け隔てなく市民が地域でともに生きることができる社会が築かれています。

国民健康保険事業が安定して円滑に運営され、被保険者が安心して医療サービスを受けられ健康な生活を送ることができます。

国民年金加入者が受給権を確保され、併せて無年金などの状況が改善されています。

生活困窮者が、助言や援助により自立に向けた支援を受けることができます。

具体的な施策

（1）地域福祉の推進 主担当課：福祉課

①地域福祉推進体制の充実

- 第3期地域福祉計画に基づき、さまざまな地域福祉の担い手のネットワーク化を進め、体制の充実に努めます。また、市民などの参画を促進します。

②地域における自主的な活動への支援

- ボランティアセンターなどの機能向上を支援し、地域での活動に関する情報提供などに努めます。

成果指標		民生委員・児童委員の相談・支援件数	
民生委員・児童委員の活動状況			
現状値（年度）		H33年度目標値	H38年度目標値
4,138件 (H25年度)		5,400件	6,200件



（2）社会保障制度の運営 主担当課：保険年金課

①国民健康保険制度の円滑な運営

- 医療保険制度に関する市民の理解を促進し、資格管理、保険税の適正な賦課・徴収及び保健事業など、医療費の適正化を図りながら、国民健康保険制度の安定的かつ円滑な運営に努めます。

②高齢者医療制度の運営支援

- 高齢者の医療制度に関する情報提供に努め、高齢者への周知・制度への理解を促進します。

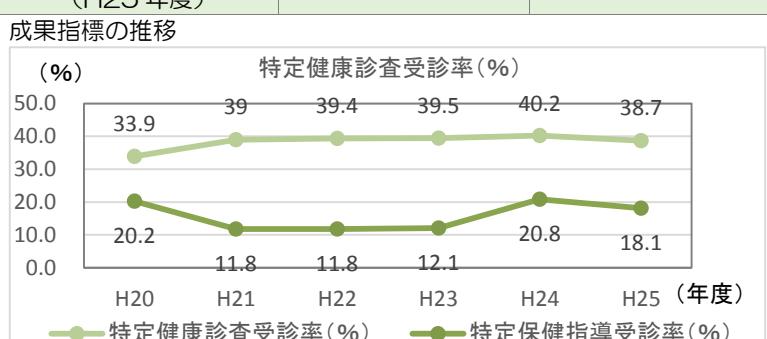
③国民年金制度の普及・啓発

- 国民年金制度を正しく理解し適正な年金給付が受けられるよう、関係機関と連携を図りながら、情報提供・相談体制の充実を図ります。

④生活困窮者などの福祉の充実

- 生活困窮者などに対する各種サービスの情報提供を進めるとともに、相談の充実に努め、生活困窮者自立支援法、生活保護法などに基づく支援により、生活の安定と自立の促進に努めます。

成果指標		特定健康診査※受診率	
受診対象者（国保被保険者で40歳～75歳未満）のうち、特定健康診査※を受診した人の割合			
現状値（年度）		H33年度目標値	H38年度目標値
38.7% (H25年度)		60.0%	66.0%



注：平成19年度以前はデータなし

5 保健・医療

- (1) 健康づくりの支援
- (2) 保健サービスの充実
- (3) 医療体制の充実

現状と課題

- 急速な高齢化の進展、慢性疾患の増加などによる疾病構造の変化、保健サービスに対する市民のニーズの高度化や多様化などにより、取巻く状況は著しく変化しています。生活習慣や社会環境は健康度に影響を与えることから、地域のつながりを意識し、一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組めるような事業展開が求められています。
- 市民が、より健康になるためには、日頃から健康増進を図り、病気にならないように予防するほか、重症化しないための取組が必要です。ライフステージごとの健康課題について、市民ニーズを把握し、優先度を踏まえた事業展開となるような工夫が必要です。
- 医療については、「いつでも、どこでも、誰でも」適切な医療を受けられることが必要なことから、一次、二次、三次の救急医療機関ならびに救急医療体制の体系的な整備が求められています。医師会、歯科医師会、薬剤師会等の関係機関と連携を図り、救急医療体制の保持、充実に努めるとともに、医療に関する情報を探求的に提供し、正しい知識の普及啓発を推進していくことが必要です。

めざす姿

保健サービス、健康増進対策をはじめ、救急医療体制や健康危機体制などの環境が整っています。また、市民一人ひとりは健康づくりの意識や関心を高くもち、主体的に健康づくりに取り組むことで、健康で長生きできる状態となっています。

具体的な施策

(1) 健康づくりの支援 主担当課：健康づくり課

①健康づくり活動の促進

- 一人ひとりが健康の重要性に対する意識の向上を図れるよう、「健康あさか普及員※」の健康づくり活動などを通して、健康づくりに関する情報を積極的に提供します。

成果指標	「健康あさか普及員※」の人数	
平成26年3月策定の「あさか健康プラン21（第2次）」により創設した「健康あさか普及員※」の人数		
現状値（年度）	H33 年度目標値	H38 年度目標値
60人 (H26 年度)	350人	400人

成果指標の推移

成果指標・指標名（単位）	H26（見込）
「健康あさか普及員※」の人数（人）	60人

注：「健康あさか普及員※」は、H26 年度から創設したため、過去データなし

③健康増進センターの利用促進

- 健康増進センターなどを活用した市民の健康づくりに努めます。

(2) 保健サービスの充実 主担当課：健康づくり課

①母子保健の充実

- 各種健診や健康相談、健康教育など妊娠期からの母子保健の充実に引き続き努めます。また、子どもの発育発達に対する支援、虐待予防、未熟児支援、食育の推進など、近年の課題に対する取組の充実に努めます。

②健康増進対策の充実

- 各種健診や健康相談、健康教育、訪問指導などの充実を図り、生活習慣病の予防を推進します。

③歯科保健の充実

- 健全な歯・口腔機能維持のため、各ライフステージにおける課題に沿った歯科保健事業の充実に努めます。

④精神保健の充実

- 自殺予防対策として、知識の普及に努めるとともに、健康相談や健康教育などを通し、心の健康づくりの推進に努めます。

⑤予防接種の充実

- 各種予防接種完了率の向上に努めるとともに、感染症の発生・予防及び拡大の防止に努め、具体的な対策と情報提供を積極的に行うことにより、市民の安心・安全に努めます。

⑥健康危機管理の充実

- 新型インフルエンザなどの感染症や熱中症、食中毒などについて、市民に対して情報提供を行い、発生予防及び蔓延防止に努めます。また、災害時の対策として、救護所や災害時医療救護マネジメントセンターの設置・運営を行います。

(3) 医療体制の充実 主担当課：健康づくり課

①地域医療の充実

- 関係医療機関との連携を促進するとともに、医療に関する情報を積極的に提供しながら、在宅医療などに対する市民の意識向上を図り、身近な医療から高度な医療までの地域医療の充実に努めます。

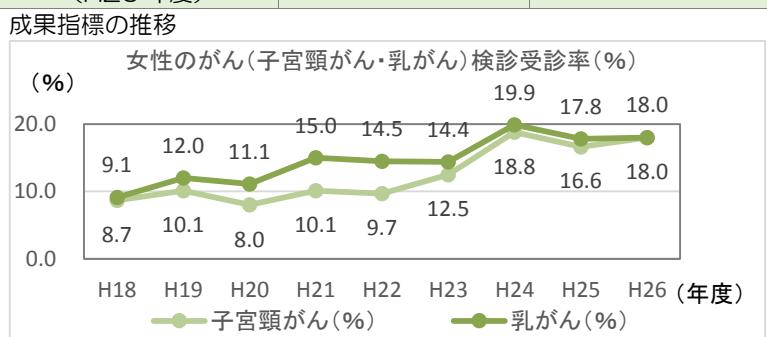
②救急医療体制の充実

- 救急医療（在宅当番医制、病院群輪番制※、小児救急）体制の保持及び休日・夜間診療の充実に努めます。

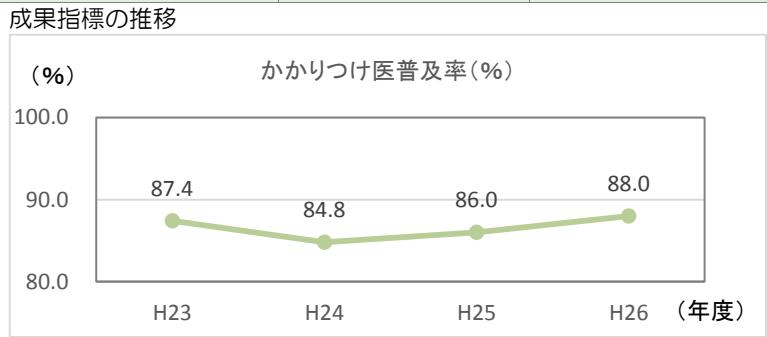
③かかりつけ医・かかりつけ薬局の普及啓発

- 医師会、歯科医師会、薬剤師会と連携します。また、市民に対して普及啓発活動を行います。

成果指標	女性のがん（子宮頸がん・乳がん）検診受診率	
現状値（年度）	H33 年度目標値	H38 年度目標値
子宮頸がん 18.0% 乳がん 18.0% (H26 年度)	子宮頸がん 50% 乳がん 50%	子宮頸がん 50% 乳がん 50%



成果指標	かかりつけ医普及率	
現状値（年度）	H33 年度目標値	H38 年度目標値
88.0% (H26 年度)	100%	100%



注：平成23年度から調査を開始したため、平成22年度以前はデータなし

III章 教育・文化

以下の考え方でこの章の施策を推進していきます。

- ・「安全・安心なまち」と実感できるように、学校生活や登下校時の子どもの安全・安心を守るために取組を地域ぐるみで推進します。
- ・「子育てがしやすいまち」と実感できるように、質の高い教育を受けられ、子どもたちがのびのびと学び、生きる力が育まれるよう、教育の内容や教育環境の充実を図ります。
- ・「つながりのある元気なまち」と実感できるように、地域の文化や行事の活性化を図るとともに、朝霞の魅力を市内外に発信します。
- ・「自然・環境に恵まれたまち」と実感できるように、朝霞の貴重な文化財や自然環境について学ぶ機会を積極的に提供し、身近な環境に対する理解を深めます。

1 学校教育

- (1) 朝霞の次代を担う人材の育成
- (2) 確かな学力と自立した力の育成
- (3) 質の高い教育を支える教育環境の整備充実
- (4) 学校・家庭・地域が連携した教育の推進

現状と課題

●本市では、一人一人の児童生徒へきめ細かな指導を行うため、生徒指導や教育相談体制の整備充実、地域人材の活用、特別支援教育の充実や快適な教育環境を目指し、自校式給食室の設置、老朽化した学校の改築やエアコンの整備、柔軟な通学区の運用などに取り組んできました。子どもたちの中でも、規範意識や公共心の低下による問題行動の増加、人ととの関わりの希薄化による、人間関係をつくる能力や自己表現力の低下など、様々な問題も起こっています。今日の多様化・複雑化する社会に対応して、朝霞に住み、日々成長する子どもたちが、心豊かに確かな学力を身につけ、生きる力をはぐくむことができるよう学校教育の充実が求められています。

めざす姿

子どもの規範意識など道徳性を養い、健康の保持増進を進め、豊かな心と健やかな体が育成されています。
社会で主体的・創造的に生きていくため確かな学力と自立する力が育成されています。
質の高い教育を支える教育環境が充実しています。
学校・家庭・地域が相互に連携・協力して、地域全体の教育力が向上しています。

具体的な施策

(1) 朝霞の次代を担う人材の育成 主担当課：教育指導課

①豊かな心をはぐくむ教育の推進

- 校内体制を整備し指導計画を活用、さらに改善することで道徳教育の充実を図り他を思いやる心をはぐくみます。また、挨拶や礼儀といった規律ある態度を育成します。一方、読書活動や様々な体験活動に参加する機会を増やします。

②いじめ※・不登校※対策の推進

- 家庭・地域・関係諸機関との連携を強化しながら教育相談体制を充実し、いじめ※防止や不登校※の解消に向けた組織的な対応を推進します。

③人権を尊重した教育の推進

- 教職員研修を充実させる一方、関係機関と連携しながら学校人権教育の充実を目指し、児童虐待防止教育※や男女共同参画の視点に立った教育を推進します。

④生徒指導・教育相談の充実

- 家庭や児童相談所、警察署などと連携を強めながら小・中連携推進事業を充実させ、非行防止教室や生徒指導研修の内容の充実に取り組みます。

⑤体力の向上と学校体育活動の推進

- 新体力テスト※の結果を踏まえて学校体育の充実を図り、運動部活動の充実に努めるなど、子どもたちの体力向上に取り組みます。

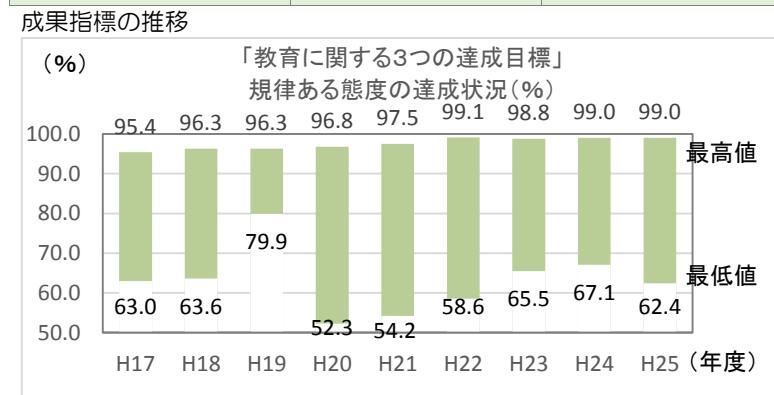
⑥健康の保持・増進

- 健康に関する理解や自らの健康を管理し、改善していく能力を身に付けさせるとともに、食に関する知識と食習慣を指導し、正しい食生活を実践できる児童生徒を育成します。

⑦小学校と幼稚園・保育園の連携の推進

- 子どもの発達や学びの連続性を踏まえた学校教育を推進するため、小学校、幼稚園、保育園の円滑な接続を推進します。

成果指標	「教育に関する3つの達成目標※」規律ある態度の達成状況	
朝霞市「教育に関する3つの達成目標※」の効果の検証における、「規律ある態度」のアンケート結果における平均正答率		
現状値（年度）	H33年度目標値	H38年度目標値
62.4～99.0% (H25年度)	小・中学校とも全項目において85%を上回る	小・中学校とも全項目において86%を上回る



1 学校教育

- (1) 朝霞の次代を担う人材の育成
- (2) 確かな学力と自立した力の育成
- (3) 質の高い教育を支える教育環境の整備充実
- (4) 学校・家庭・地域が連携した教育の推進

(2) 確かな学力と自立する力の育成 主担当課：教育指導課

①確かな学力の育成

- 各種学力調査などの結果を踏まえ、指導方法の工夫・改善に努め、教育課程の適切な編成・実施・評価を進めます。

②進路指導・キャリア教育※の推進

- 家庭や関係機関と連携しながら、子どもたちが将来の夢や目標を持つ進路指導・キャリア教育※を展開します。

③伝統と文化を尊重し国際性を育む教育の推進

- 小学校専任外国人講師、中学校英語助手を活用し国際理解教育を充実させるとともに、関係機関と協力しながら我が国の伝統と文化に関する学習を推進します。

④学校ICTを活用した情報教育の推進

- 学校ICTの環境整備に努めるとともに、教職員の指導技術の向上を図り、情報教育を推進します。

⑤環境教育の推進

- 地域の環境を生かした環境教育を推進し、環境の保全に向け、主体的に行動する力を育みます。

⑥ボランティア・福祉教育の推進

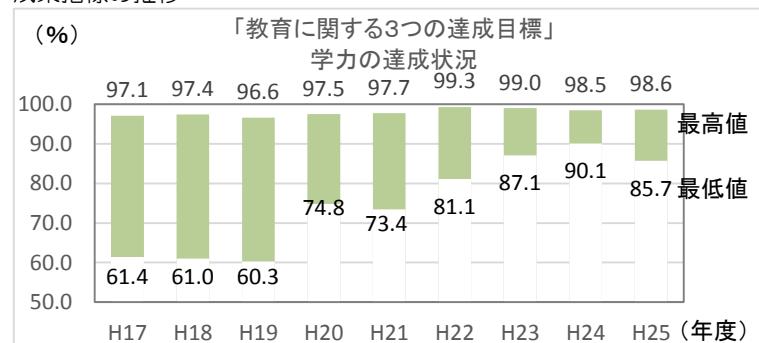
- 家庭や地域の協力も得ながら、体験を生かしたボランティア・福祉教育の充実に努めます。

⑦特別支援教育の推進

- 通級指導教室※の活用など個別の支援体制の整備・充実を図ります。適正な就学を目指した就学支援の充実を図るとともに、ノーマライゼーション※の理念に基づく教育を推進します。

成果指標	学習状況調査の達成状況		
	現状値（年度）	H33 年度目標値	H38 年度目標値
小学校6年生と中学校3年生を対象に実施される、全国学力・学習状況調査における各A問題における平均正答率	小学国語 65.2% 小学算数 78.4% 中学国語 77.1% 中学数学 66.7% (H25 年度)	全国平均値を上回る	全国平均値を上回る

成果指標の推移



注：平成25年度までは「教育に関する3つの達成目標」学力の達成状況を指標として採用

(3) 質の高い教育を支える教育環境の整備充実 主担当課：教育総務課

①教職員の資質・能力の向上

- 各教科の研究開発や校内研修、教科など指導員※制度を充実させ、教職員の資質・能力の向上を図ることにより質の高い教育環境の拡充に努めます。

②子どもたちの安心・安全の確保

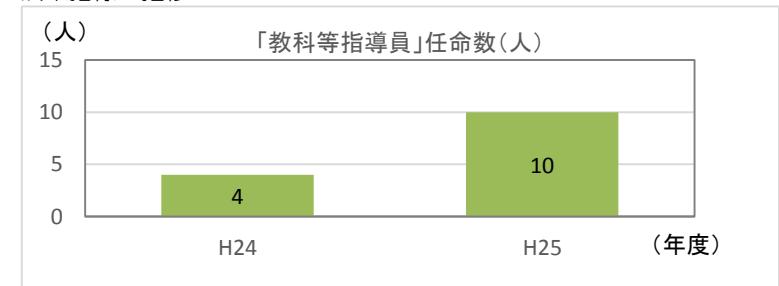
- 児童生徒の安心・安全の向上を図るために、学校内の活動のほか地域や関係機関と連携し、地域ぐるみの学校安全部体制の整備を推進します。

③快適な教育環境の整備充実

- 安心・安全で充実した教育環境で学習ができるよう学校施設や教材・図書の整備を図るとともに、経済的な理由などにより就学が困難な児童・生徒・学生やその保護者に対し必要な援助を行います。

成果指標	「教科指導員※」任命数
経験もあり、小・中学校の教科・領域において指導のリーダーとなる知識や技能を持つ指導員	
現状値（年度）	H33年度目標値
10人 (H25年度)	12人
	H38年度目標値
	12人

成果指標の推移



注：教科指導員制度は平成24年度より運用開始であるため、平成23年度以前はデータなし

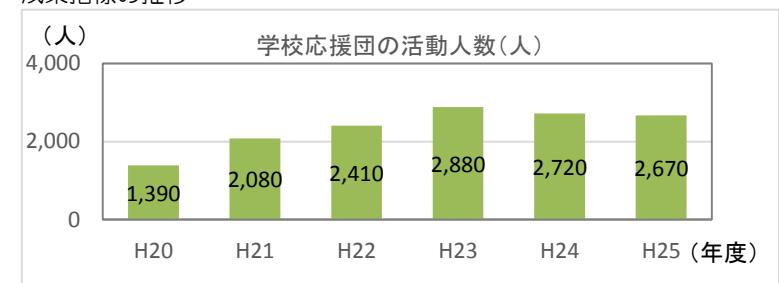
(4) 学校・家庭・地域が連携した教育の推進 主担当課：教育指導課

①学校・家庭・地域が一体となった教育力の向上

- 関係課と協力して、ボランティア団体等に働きかけ、地域の人的資源の活用に努めます。
- 開かれた学校をめざして学校応援団の活動を充実させ、学校・家庭・地域の連携を強化し、特色ある学校づくりを推進します。

成果指標	学校応援団※の活動人数
市内各小・中学校で1年間に活動した学校応援団※の総人数	
現状値（年度）	H33年度目標値
2,670人 (H25年度)	3,000人
	H38年度目標値
	3,200人

成果指標の推移



注：現行内容の調査は平成20年度から実施されたため、平成19年度以前はデータなし

2 生涯学習

- (1) 生涯学習活動の推進
- (2) 学習しやすい環境整備の充実（公民館）
- (3) 学習しやすい環境整備の充実（図書館）
- (4) 学習しやすい環境整備の充実（博物館）

現状と課題

- 人口の流入出が激しい本市では地域コミュニティの希薄化が進んでおり、ネットワークづくりを進めるために市民同士や学校、地域と連携を図り、生涯学習を充実させていく必要があります。さらに、学習意欲の高い豊富な人材を活かし、リーダーとなる人材の育成を支援していくことが求められています。
- 公民館、図書館、博物館の各施設は、地域の生涯学習の場として多くの市民に利用されていますが、今後さらに社会的背景を考慮しながら、各施設のあり方を検討していくことが求められています。
- 生涯学習活動拠点としての施設の環境整備に努め、利用者が安心・安全に利用することができるよう、計画的に修繕などを進め、有効かつ効果的な運営を行っていきます。

めざす姿

市民の学習ニーズに応えた学習、文化活動など、学習情報の提供や活動が充実され、「いつでも」、「どこでも」、「誰でも」が学ぶことのできる環境が整っています。

具体的な施策

(1) 生涯学習活動の推進 主担当課：生涯学習・スポーツ課

①生涯学習推進体制の充実

- 各種計画や事業の進捗状況を適切に把握するとともに、全庁的な生涯学習推進体制の充実を図ります。また、市民の生涯学習活動への積極的な参加を促進し、地域における学びのネットワークづくりを支援します。

成果指標	各種事業における参加者満足度	
生涯学習自主事業における満足度		
現状値（年度）	H33 年度目標値	H38 年度目標値
93.2% (H25 年度)	94.0%	95.0%



②学習情報の提供と学習機会の充実

- 誰もが分かりやすい学習情報の提供に努めるとともに、市民の持つ知識や技能、教育機関、民間企業などの持つ教育機能など地域における教育力を生かし、学習機会の充実に努めます。

③団体、学習グループの支援とリーダーの育成・活用

- 市民による自主的な活動を支援し、学習の中心となる指導者などの人材の育成と活用を進めます。また、公民館、図書館においては、主催事業などの機会に市民団体や指導者などの活躍の場を設け、市民が中心となった生涯学習活動の推進に努めます。

関連する個別計画： 第2次生涯学習計画基本構想（平成19年度～平成28年度）
 第2次生涯学習計画後期基本計画（平成24年度～平成28年度）
 朝霞市立図書館サービス基本計画（平成23年度～平成27年度）
 朝霞市子ども読書活動推進計画（平成24年度～平成28年度）

(2) 学習しやすい環境整備の充実（公民館） 主担当課：中央公民館

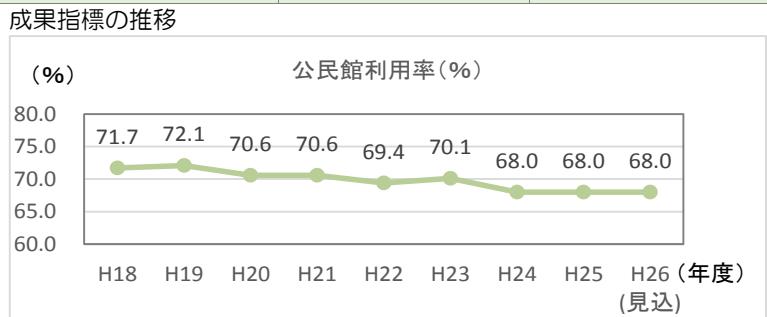
①サービスの充実

- 社会教育関係団体の活動に適切な支援を行うとともに、公民館運営に利用者の声を反映し、サービスの充実に努めます。

成果指標	公民館施設利用率	
公民館6館の年間利用率（貸館）	H33年度目標値	H38年度目標値
現状値（年度） 68% (H25年度)	69%	70%

②施設管理の充実

- 計画的に修繕を進めるなど、誰でも快適に利用できる施設管理を推進します。



(3) 学習しやすい環境整備の充実（図書館） 主担当課：図書館

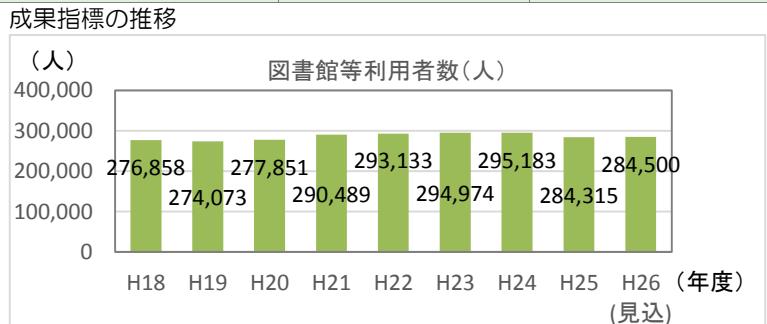
①サービスの充実

- ニーズの把握に努め、全ての市民が利用しやすい施設、自らが学ぶための施設及び情報提供するための施設として図書館サービスの充実に努めます。

成果指標	図書館など利用者数	
図書館本館、北朝霞分館、公民館図書室の年間利用者数	H33年度目標値	H38年度目標値
現状値（年度） 284,315人 (H25年度)	285,000人	286,000人

②施設管理の充実

- 計画的に修繕を進めるなど、誰でも快適に利用できる施設管理を推進します。



(4) 学習しやすい環境整備の充実（博物館） 主担当課：文化財課

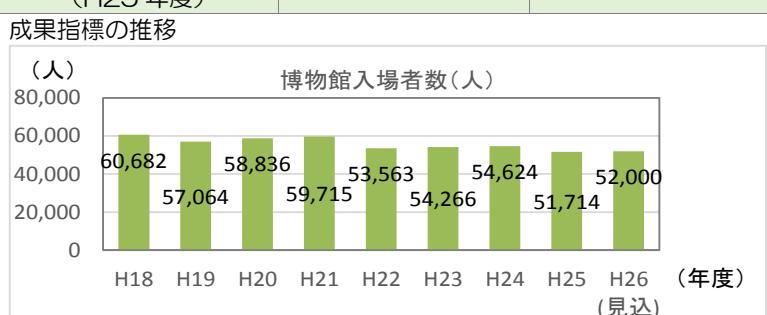
①サービスの充実

- 企画展などの展示や各種講座及び体験教室を通じ、サービスの充実に努めます。

成果指標	博物館入館者数	
博物館に見学に訪れた人や講座などに参加した人の数	H33年度目標値	H38年度目標値
現状値（年度） 51,714人 (H25年度)	53,500人	54,000人

②施設管理の充実

- 計画的に修繕を進めるなど、誰でも快適に利用できる施設管理を推進します。



3 スポーツ・ レクリエーション*

- (1) スポーツ・レクリエーション*活動の推進
- (2) スポーツ施設の整備充実

現状と課題

- スポーツ・レクリエーションは、健康でいきいきとした生活を送るために欠かせないものであることから、各種事業の実施に当たっては、様々な広報媒体を活用して積極的にPRしていくことが必要です。また、活動場所としての公共施設にも限界があるため、地域資源の活用が更に求められています。
- 指導者の高齢化、人材不足が進んでいることから、新たな指導者の育成が必要です。
- 各施設とも老朽化が進んでいることから、安心・安全の観点からも、計画的な施設整備が求められています。

めざす姿

スポーツ・レクリエーション*施設、事業の充実が図られ、新たな指導者が育ち、市民がいつでもどこでも気軽にスポーツ・レクリエーション*に親しんでいます。

具体的な施策

（1）スポーツ・レクリエーション※活動の推進 主担当課：生涯学習・スポーツ課

①地域全体での推進体制の充実

- 市民の誰もが、いつでも、どこでも気軽にスポーツ・レクリエーション※活動に取り組めるよう、スポーツ関係団体、学校、大学、民間などのほか、府内においても関連部署とのさらなる連携を図ります。

②活動情報の提供の充実

- 広報紙、ホームページのほか、様々なツールを活用して情報提供の充実を図ります。

③スポーツ事業の充実

- 一人でも多くの市民がスポーツに親しむ機会が増えるよう、利用者などの声も参考に市民体育祭や市民スポーツ教室などの各種事業の充実を図ります。

④団体、指導者の育成・支援と交流の促進

- スポーツ指導者の資質向上を図るために研修会を実施するほか、各団体が自主的に活発な活動を行えるよう支援します。

（2）スポーツ施設の整備充実 主担当課：生涯学習・スポーツ課

①施設の整備

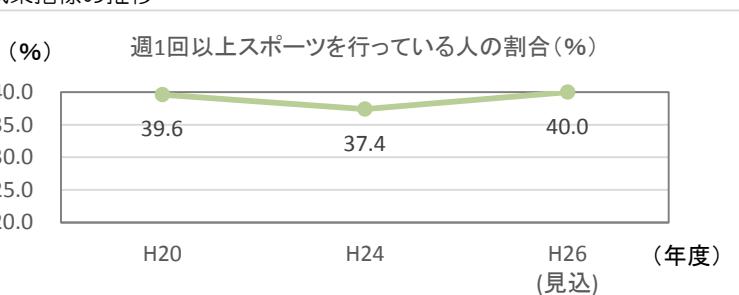
- スポーツ施設の修繕や大規模改修を計画的に進めるとともに、ユニバーサルデザインなど、誰でも安心して利用できる施設づくりを推進します。

②効率的な施設運営

- スポーツ施設の管理運営については、予約管理系统の適切な運用と利用者の声を反映した施設の管理運営を行うとともに、管理体制の効率化や計画的な維持管理に努めます。

成果指標	週1回以上スポーツを行っている人の割合	
週1回以上スポーツを行っている人の割合	現状値（年度）	H33 年度目標値
37.4% (H24 年度)	55.0%	57.0%

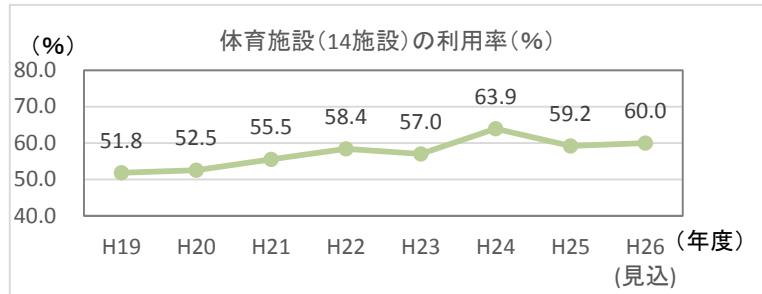
成果指標の推移



注：平成 20、24 年度以外はデータなし

成果指標	体育施設（14 施設）の利用率	
体育施設（14 施設）の利用率	現状値（年度）	H33 年度目標値
59.2% (H25 年度)	65.0%	67.0%

成果指標の推移



注：平成 18 年度はデータなし

4 地域文化

- (1) 歴史や伝統の保護・活用
- (2) 芸術文化の振興
- (3) 地域文化によるまちづくり

現状と課題

- 地域の文化財を保護・活用するとともに、博物館では、歴史と文化の学習拠点として各種展示事業や教育普及事業に取り組んでいます。今後は、市民が、地域の歴史や文化財について身近に接する機会を拡充し、地域文化に関する理解と認識を深めるとともに、学校との連携を密にして、子どもたちが郷土の歴史や文化を学べる機会を広げていくことが課題です。
- 市民の芸術文化活動は、芸術文化団体が、自主的に長期間活動しており、また、新たなジャンルの団体も増加していることなどから、着実に定着しつつありますが、伝統文化や芸術文化に関心を示す若者が少ないとことや活動団体などの高齢化が進んでいるため、次世代への伝承や育成を図ることが課題となっています。
- 市民が主役の朝霞市民まつり「彩夏祭」は、コミュニティ協議会や実行委員会が主導してサポートする仕組みが確立しています。人口の流入出が激しいベットタウンである本市は、地域意識が希薄になることが懸念されるため、今後も「彩夏祭」を市内外へ発信しつつ市民が共有できる地域独自の文化創出が課題です。

めざす姿

市民が地域の歴史や文化財、芸術文化に身近に接することができ、芸術文化活動の成果を発表できる場と機会を得ているとともに、「彩夏祭」などの地域イベントが市民の手で継続して開催され、地域文化が継承されており、郷土に対する愛着や誇りが高まっています。

具体的な施策

(1) 歴史や伝統の保護・活用 主担当課：文化財課

①文化財の保護・活用

- 市内の文化財に関する調査を行い、その保護・PRに努めるとともに、国指定重要文化財旧高橋家住宅や県指定文化財蛭塚古墳や市指定文化財湧水代官水などの文化財の活用を通じて、文化財が市民共有の財産であるという意識を醸成します。

②郷土芸能の保護・活用

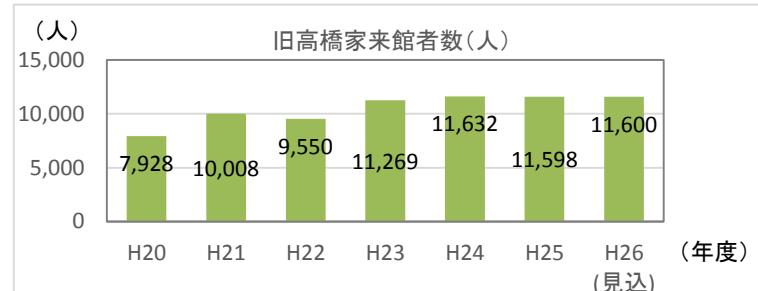
- 沟沼獅子舞や根岸野謡などの郷土芸能に関する幅広い広報活動を行い、発表の場を充実し、市民の関心を高めながら、後継者の奨励及び養成に努めます。

③博物館資料活用

- 郷土の歴史を語る様々な資料を調査・収集・保存し、常設展示や企画展示などの各種展示事業や教育普及事業において活用、促進します。

成果指標	重要文化財旧高橋家住宅来館者数	
重要文化財旧高橋家住宅に訪れた人や講座などに参加した人の数		
現状値(年度)	H33年度目標値	H38年度目標値
11,598人 (H25年度)	11,800人	12,000人

成果指標の推移



注：平成 19 年度以前はデータなし、平成 20 年度は 10 月以降の人数を記載

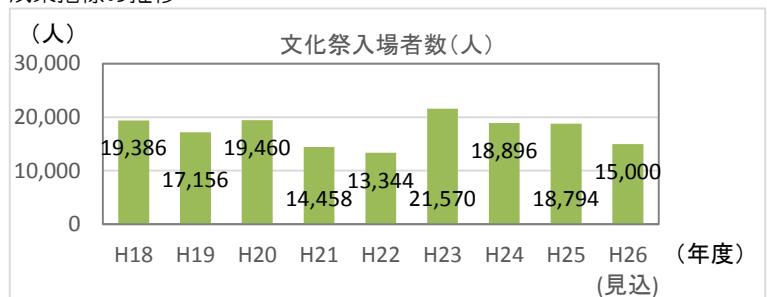
(2) 芸術文化の振興 主担当課：生涯学習・スポーツ課

①芸術文化の活動の充実支援

- 各種団体やグループをネットワーク化し、市民の自主的な活動の充実、活性化を支援し、芸術文化活動に関心を持つ、より多くの市民の活動を促進します。

成果指標	文化祭入場者数	
朝霞市文化祭の入場者数		
現状値（年度）	H33 年度目標値	H38 年度目標値
18,794 人 (H25 年度)	19,000 人	20,000 人

成果指標の推移



②発表と鑑賞の機会の充実支援

- 文化祭の充実や芸術文化行事への市民参加の促進により、市民が活動の成果を発表する機会の多様化、内容の充実を支援するとともに、市民がより身近で優れた芸術文化に親しめるよう、鑑賞機会の提供に努めます。

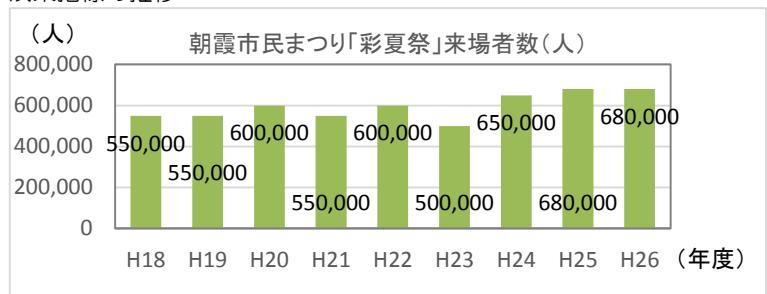
(3) 地域文化によるまちづくり 主担当課：地域づくり支援課

①地域文化の発信

- 朝霞市民まつり「彩夏祭」、「黒目川花まつり」、「朝霞アートマルシェ」などの地域文化や郷土芸能などを、朝霞の魅力として市内外に知ってもらうためのPRに努めます。

成果指標	朝霞市民まつり「彩夏祭」来場者数	
朝霞市民まつり「彩夏祭」に来場した人数（3日間合計）		
現状値（年度）	H33 年度目標値	H38 年度目標値
680,000 人 (H26 年度)	700,000 人	720,000 人

成果指標の推移



②地域イベントの支援

- 商工会や商店会が実施する地域活性化のためのイベントの開催を支援します。

③地域間・都市間交流の推進

- 市独自の文化を大切にするとともに、より豊かな地域文化を育みながら、地域間・都市間の交流を推進し、まちの活性化を図ります。

IV章 環境・コミュニティ

以下の考え方でこの章の施策を推進していきます。

- ・「安全・安心なまち」と実感できるように、誰もが日常生活を取り巻く環境の質をより向上させるための施策の推進に努めています。また、適切なごみ処理を推進します。
- ・「子育てがしやすいまち」と実感できるように、地域で子どもの安全を見守る活動の実施、支援を充実します。また、公園や緑地などにおける遊び場の充実や、体験活動などの機会を充実します。
- ・「つながりのある元気なまち」と実感できるように、地域コミュニティの要である自治会・町内会やNPOなど市民活動団体※の支援を継続し、住民主体のまちづくりを促進します。また、市民とともに、ごみの減量化・再資源化の取組を推進します。
- ・「自然・環境が豊かなまち」と実感できるように、自然環境を保全し、将来へ継承する仕組みづくりを進めます。また、適切にごみを処理し、循環型社会の構築を推進します。

1 環境

- (1) 住みよい環境づくりの推進
- (2) 循環型社会[※]の推進
- (3) 低炭素社会[※]の推進
- (4) 環境教育・環境学習の推進

現状と課題

- 安心安全の生活環境を保全するため、本市における水質、大気などの状況を継続的に捉える必要があります。また、苦情件数は減少傾向にあるものの、騒音、振動、悪臭などの公害対策も引き続き取り組んでいく必要があります。
- 本市の魅力である快適で住みよい環境を形成してきた新河岸川、黒目川などの河川や、雑木林、段丘斜面林などの自然環境をこれからも保全する必要があります。
- 環境に負荷を与えない社会を構築するためには、市民・事業者・行政が共通認識の下、相互に連携を深め、環境に負荷を与えない活動を推進し、かつ、広域的に取り組み、低炭素社会[※]の構築を目指すことが必要です。
- ペットの適正飼育について、飼い主のマナーやモラルが問われています。また、有害鳥獣・害虫などからの被害対応、希少野生動植物種の保存、野生鳥獣の保護管理など、多様な生物と市民が共生するための対応が必要です。

めざす姿

本市の魅力である緑と水辺との豊かなふれあいを守り育みつつ、市民の誰もが健康で安心して暮らせる美しくゆとりのある居住環境の形成と、環境への負荷が少ない持続的な社会が構築されています。

具体的な施策

（1）住みよい環境づくりの推進 主担当課：環境推進課

①自然環境の保全と再生

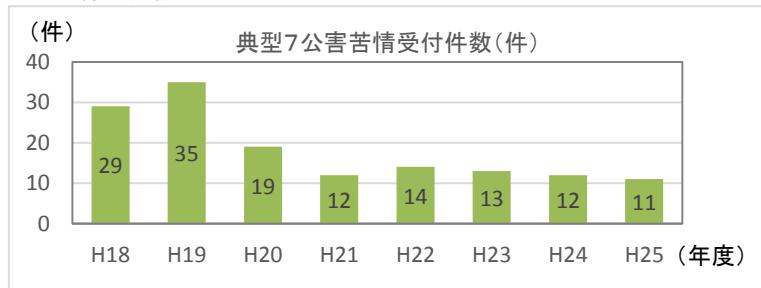
- 市民や市民団体と協働※しながら緑化の推進や農地、樹林などの緑地及び、水辺の生態系の保全、河川の水質向上に努めます。

②生活環境の保全

- きれいな空気・水・土を保全し、住みよいまちにするため、大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、悪臭の防止などに努めます。
- 水害などで浸水が起こった場合、住環境※の再生のため、住まいや道路などの消毒作業を行います。

成果指標		典型7公害苦情受付件数	
環境基本法で定義されている、騒音・振動・悪臭などの典型7公害に対する苦情件数		H33年度目標値	H38年度目標値
現状値（年度）	(H25年度)	0件	0件
11件	(H25年度)	0件	0件

成果指標の推移



③動植物の適切な保護と管理

- 畜犬の適正な飼育を飼い主に呼びかけるとともに、畜犬と市民が健全な関係を保つため、畜犬の登録や狂犬病予防接種の啓発を行っていきます。
- 有害鳥獣への対処、害虫の防除や駆除など動植物と市民が共生していくために、適切な環境の保全を目指します。
- 希少野生動植物種の保存、野生鳥獣の保護管理など法に準じた対応を行います。
- あき地の環境を保持するため、あき地が雑草の繁茂により不良状態にあるときには、土地所有者に適切に管理するよう指導します。

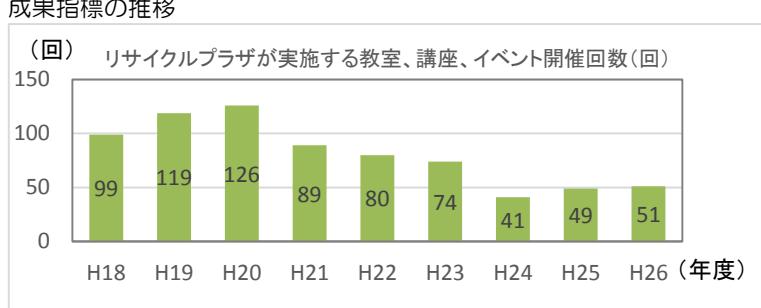
（2）循環型社会※の推進 主担当課：環境推進課

①環境に配慮した取組の推進

- 市の事務事業における環境負荷の低減に積極的に取り組むとともに、限りある資源の有効活用などに関する情報や学習機会を提供し、市民一人ひとりが身近に実践できるよう促進します。
- リサイクル商品などの普及とリサイクルプラザを拠点として、3R※（リユース、リデュース、リサイクル）活動を積極的に進めます。また、事業者などに対して、省エネ、省資源など環境に配慮した事業経営を促進します。

成果指標		リサイクルプラザが実施する教室、講座、イベント開催回数	
教室、講座、イベントの実施により、ごみの減量やリサイクルなどの啓発を行う。		H33年度目標値	H38年度目標値
現状値（年度）	(H25年度)	48回	48回
49回	(H25年度)	48回	48回

成果指標の推移



1 環境

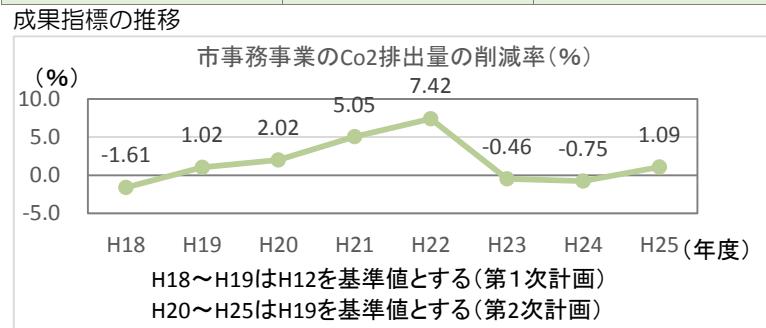
- (1) 住みよい環境づくりの推進
- (2) 循環型社会^{*}の推進
- (3) 低炭素社会^{*}の推進
- (4) 環境教育・環境学習の推進

(3) 低炭素社会^{*}の推進 主担当課：環境推進課

①温室内効果ガス^{*}の抑制の推進

- 温室効果ガス^{*}の排出抑制について、市有施設におけるエネルギー消費の効率化を図るなど、市が率先して取り組むとともに、環境への負荷の少ない太陽光などの自然エネルギーの有効活用や電力の自給自足化の可能性を探るなど、その利用の促進に努めます。また、市民、事業者が自主的・積極的に温暖化対策への取組が行われるよう促進します。

成果指標 市事務事業のCO ₂ 排出量の削減率		
地球温暖化対策に関し、温室効果ガス [*] の排出の抑制と安定化に向けた実効性のある具体的な取組を着実に実施していくために設定		
現状値（年度）	H33 年度目標値	H38 年度目標値
H19 年度比 1.09% (H25 年度)	H25 年度比 △7%	H25 年度比 △12%



(4) 環境教育・環境学習の推進 主担当課：環境推進課

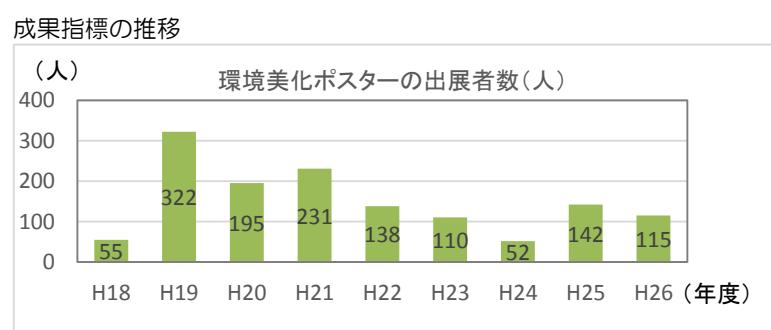
①市民などの環境意識の高揚

- 市民、事業者が環境に関する理解を更に深められるよう、積極的に情報提供を行うとともに、「朝霞市の環境」の発刊、各種学習機会やイベントの開催などを通じて、環境教育や学習の機会を提供します。
- また、生物多様性^{*}に関する情報を発信します。

②環境美化の推進

- 路上喫煙防止や市内一斉クリーン活動など、ポイ捨てや不法投棄の防止などモラルの向上に関する取組を進めながら、市民、事業者の自主的な環境美化活動を支援します。また、市民団体や関係機関と連携し、不法投棄などの対策の充実に努めます。

成果指標 環境美化ポスターの出展者数		
毎年実施している環境美化ポスター表彰の出展者数 対象は、一小から十小の3年生と6年生		
現状値（年度）	H33 年度目標値	H38 年度目標値
115人 (H26 年度)	130人	145人



関連する個別計画： 環境基本計画（H24 年度～H33 年度）
第3次地球温暖化対策実行計画（H27 年度～H31 年度）

2 ごみ処理

- (1) ごみの減量・リサイクルの推進
- (2) ごみ処理体制の充実

現状と課題

- ごみの分別の徹底と再資源化を推進しており、人口が増加している中、ごみの排出量は減少していますが、今後は景気回復とともに、ごみの排出量は増えることが懸念されることから、ごみの減量化及び再資源化をさらに推進するため、市民、事業者、行政の三者が連携して、3R^{*}（リデュース、リユース、リサイクル）に取り組む必要があります。
- 本市のごみ処理施設の一部は老朽化しており、施設の更新に向けて検討する必要があります。また、し尿処理人口は、都市化とともに減少していますが、今後においても、一定のし尿処理が見込まれることから、朝霞地区一部事務組合によるし尿処理体制を維持していく必要があります。

めざす姿

市民、事業者、行政の三者の協働^{*}により、ごみの排出量の抑制と、ごみの再資源化が十分に達成された「低炭素・循環型社会^{*}」が構築されています。また、市民が排出したごみは、市民生活に支障が生じないように、適切に処理されています。

具体的な施策

(1) ごみの減量・リサイクルの推進 主担当課：資源リサイクル課

①排出抑制の推進

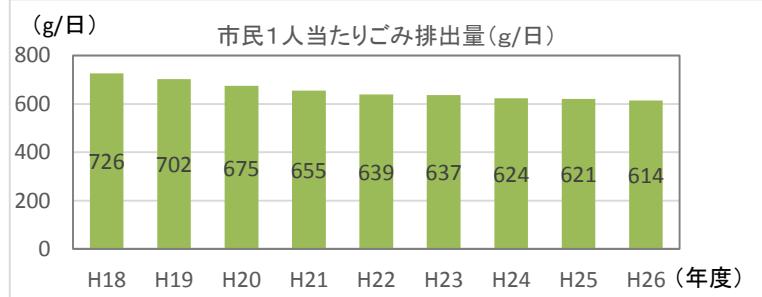
- 循環型社会※の構築に向けて、市民、事業者、行政の連携・協働※によりごみ排出量の削減に努めます。

②資源化の推進

- 資源物のリサイクルを推進するため、分別収集及び集団資源回収を推進し、事業者による資源物回収の促進に努めます。

成果指標	市民1人当たりごみ排出量	
限られた資源を有効に活用し、環境への負荷を低減させるため、ごみの減量化を目指す。		
現状値（年度）	H33年度目標値	H38年度目標値
621g/日 (H26年度)	575g/日	563g/日

成果指標の推移



(2) ごみ処理体制の充実 主担当課：資源リサイクル課

①収集・運搬の充実

- 市民の快適で衛生的な生活を確保し、適正なごみ処理を行うため、ごみの排出状況に対応した効率的な収集・運搬体制を構築します。

成果指標	新ごみ焼却処理施設建設工事	
新たなごみ焼却処理施設を建設する。		
現状値（年度）	H33年度目標値	現状値（年度）
検討	工事完了	検討

②計画的な施設整備の推進

- 新たなごみ処理施設の建設に向けて、計画的な施設整備を推進します。

3 コミュニティ

- (1) コミュニティ活動の推進
- (2) 活動施設の充実

現状と課題

- 地域コミュニティの要である自治会・町内会は、人材不足や高齢化、住民意識の希薄化などの原因により加入率が低下しています。自治会・町内会の果たす役割が、東日本大震災を契機に、防災・防犯など様々な面で再認識されたことから、自治会・町内会に加入し、住民相互の理解を深めておくことが大切になっています。また、ライフスタイルの変化によりマンションなど共同住宅の居住世帯が増えていることから、居住形態にかかわらず地域でコミュニケーションを図りやすくする工夫が必要です。
- 地縁組織である自治会と、目的型コミュニティであるNPO[※]などの市民活動団体[※]が引き続き主体的に活動し、相互の連携が図れるように支援していくことが課題です。
- 地域の活動拠点となる市民センター、コミュニティセンター、市民会館を、今後も利用しやすい施設として存続させ、老朽化する施設を適切に維持管理することが課題です。

めざす姿

地域住民のコミュニティ活動が活発に行われることで、地域での防災・防犯など様々な面での役割が作られています。

市民が安心して快適に利用できる市民センター、コミュニティセンター、市民会館が整備され、地域コミュニティ活動、文化活動に役立っています。

具体的な施策

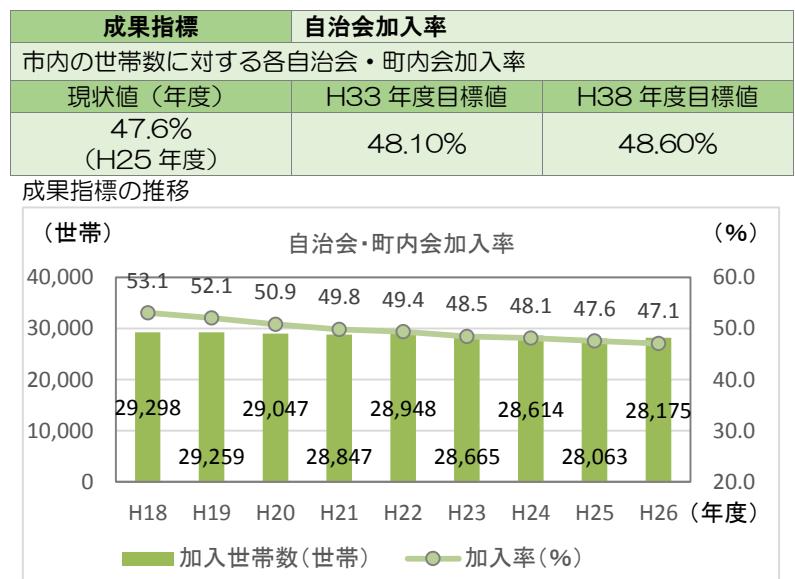
(1) コミュニティ活動の推進 主担当課：地域づくり支援課

① コミュニティづくりの促進

- 市民が相互に連携し主体的にまちづくりに参加するように意識高揚を図り、自治会・町内会及びコミュニティ関係団体への助成を行います。

② コミュニティ活動の活性化

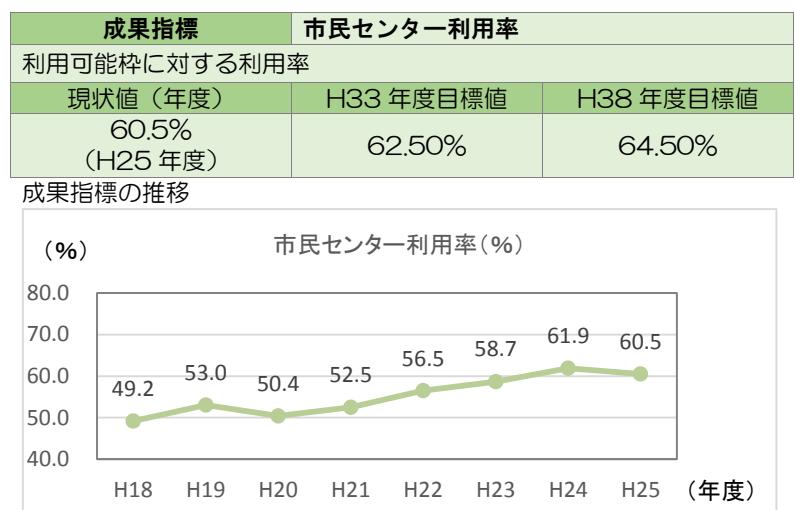
- 自治会連合会をはじめ、単位自治会・町内会の運営の支援を行い、住民相互の連携機会を促進します。
- 居住形態にかかわらず、市民が主体的にまちづくりに参加できるように意識の高揚を図ります。
- 市民諸団体の協力により開催されている朝霞市民まつり「彩夏祭」を継続的に開催し、朝霞市のシンボル的イベントとして市民意識の醸成を行います。
- 不動産業界など関係団体と連携し、自治会・町内会への加入促進を行います。



(2) 活動施設の充実 主担当課：地域づくり支援課・コミュニティセンター

① コミュニティ施設の利用促進

- 利用者などのニーズを把握し利便性の向上を図るほか、公共施設等総合管理計画に従い適切な施設の改修を行います。



4 市民活動

- (1) 市民活動への支援
- (2) 市民活動環境の充実

現状と課題

- 地域活動に参加する意識は高まってきており、NPO^{*}などの市民活動団体^{*}は増加傾向にあります。様々な分野の組織と市民活動団体^{*}などの協力による地域課題の解決や、自らが公共的サービスを担えるような市民活動団体^{*}などへの支援、活動を支える人材の発掘や育成が必要です。
- 市民活動支援ステーション^{*}・シニア活動センター^{*}を利用する団体や個人が増えてきています。活動を支える環境づくりのため、利用しやすい施設の維持管理や設備の充実が必要です。

めざす姿

NPO^{*}などの市民活動に関する情報の収集や相談ができ、社会貢献活動への参加促進を目的とした事業などへ参加することができます。

市民活動団体^{*}の組織化や運営などへの支援として、団体の活動情報の提供や発信、利用しやすいような施設や設備の維持管理がされています。

具体的な施策

(1) 市民活動への支援 主担当課：地域づくり支援課

①市民活動の育成支援

- NPO^{*}などの市民活動団体^{*}などが、自らが公共的サービスを担えるよう、自主性や自立性を促しながら自発的な活動を支援します。

②市民活動の担い手育成

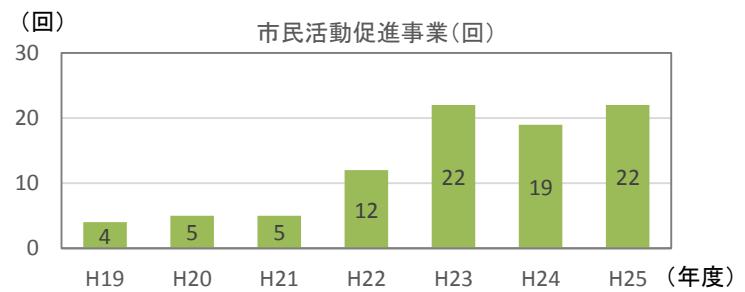
- NPO^{*}などの市民活動を支える人材の発掘や育成のために、市民活動の啓発やシニア世代などを対象としたセミナーを実施します。

③市民活動への参加促進

- 様々な市民活動やボランティアに関する情報を収集し提供するとともに、NPO^{*}などの市民活動団体^{*}の活動紹介などの情報発信を行います。

成果指標		
市民活動の啓発や参加促進などを目的とした事業の実施回数		
現状値（年度）	H33 年度目標値	H38 年度目標値
22 回 (H25 年度)	23 回	24 回

成果指標の推移



注：市民活動支援ステーション・シニア活動センターは平成 19 年 5 月 1 日開所のため平成 18 年度実績なし。また、平成 19 年度は 11 ヶ月分の実績となる。

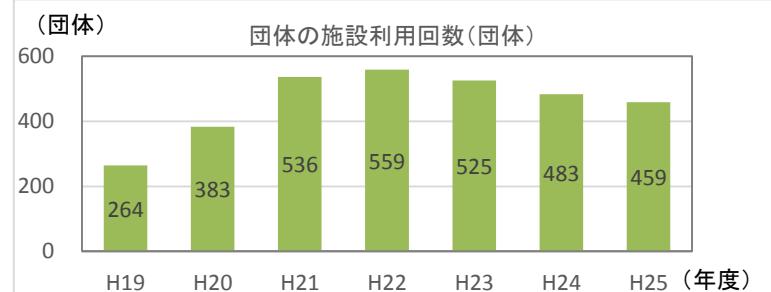
(2) 市民活動環境の充実 主担当課：地域づくり支援課

①市民活動拠点の充実

- 市民活動支援ステーション^{*}・シニア活動センター^{*}では、NPO^{*}などの市民活動団体^{*}の運営などに役立つような機器や備品を設置し、利用しやすいような施設の維持管理をすることで、市民活動の一層の活性化を図ります。

成果指標		
団体の施設利用回数		
現状値（年度）	H33 年度目標値	H38 年度目標値
459 団体 (H25 年度)	470 団体	500 团体

成果指標の推移



注：市民活動支援ステーション・シニア活動センターは平成 19 年 5 月 1 日開所のため平成 18 年度実績なし。また、平成 19 年度は 11 ヶ月分の実績となる。

V章 都市基盤*・産業振興

以下の考え方でこの章の施策を推進していきます。

- ・「安全・安心なまち」と実感できるように、誰もが安全に安心してまちを歩くことができるよう に、段差の少ない歩道や自転車通行帯の整備、生活道路などにおける交通安全の確保に努めます。また、地震や集中豪雨などによる被害を軽減するため、避難路や緊急輸送路となる幹線道路の整備、雨水の排水改善や流出抑制など、災害に強いまちづくりを推進します。さらに、老朽化が進むインフラの安全性を確保するため、道路や橋梁などの長寿命化対策や水道施設の更新に取り組みます。
- ・「子育てがしやすいまち」と実感できるように、子どもと家族が暮らしやすい生活環境づくりのため、子どもたちの交流の場となる公園の整備や遊具の安全対策、学校と連携した通学路の安全対策や、子どもや保護者の目線での歩行空間の整備を推進します。また、地域住民の提案による地区計画や建築協定などまちづくりのルールの活用による良好な住環境の形成に取り組みます。
- ・「つながりのある元気なまち」と実感できるように、高齢者や障害のある人など誰もが外出しやすいうように、公共交通空白地区におけるコミュニティバスの運行や路線バスとの連携により公共交通ネットワークの充実に取り組みます。また、鉄道駅周辺や広域幹線道路沿い、大規模未利用地では、地域の雇用と活力を支える土地利用の誘導や賑わい空間の創出などにより、市内外の人々が訪れたいと感じる魅力あるまちづくりを進めます。
- ・「自然・環境が豊かなまち」と実感できるように、身近な自然にふれあえる場や生物多様性の確保、美しい景観の保全と創出を図るため、黒目川などの河川、斜面林などの緑地、農地など、都市に残された貴重な自然環境の保全に努めます。また、市民と行政の協働により街路樹など公共施設の緑の良好な維持管理や民有地の緑化の促進に取り組みます。

1 土地利用*

- (1) 市街地の適正な利用
- (2) 市街地周辺の適正な利用
(市街化調整区域*の整序*)

現状と課題

- 本市は、都心への交通利便性が高く、国道254号バイパス*の整備など道路・交通の広域交通ネットワークが充実しています。駅周辺など拠点となる地区における買い物や交流の場などの機能の充実を図るほか、主要な幹線道路沿道において周辺環境と調和した土地利用*の促進を図ることが必要です。
- 急激な人口減少と少子高齢化*に伴い、地域の拠点となる医療・福祉施設を充実させるために施設の立地場所についての土地利用*の検討が必要であるほか、基地跡地地区の活用や、公共施設及び工場の撤退による大規模跡地の土地利用*の検討が必要です。
- 旧暫定逆線引き地区*地区計画*による地区の整備を進め、安全安心のまちづくりを推進し、良好な住環境*の地区の形成を進めることができます。
- 市内の緑地は、朝霞市緑化推進条例に基づく保護地区・保護樹木の指定や首都圏近郊緑地保全法に基づく荒川近郊緑地保全区域の指定がある。今後も都市環境の保全、景観の維持や防災機能など、緑地のもつ役割をふまえ残存する斜面林、屋敷林などの保全が必要です。

めざす姿

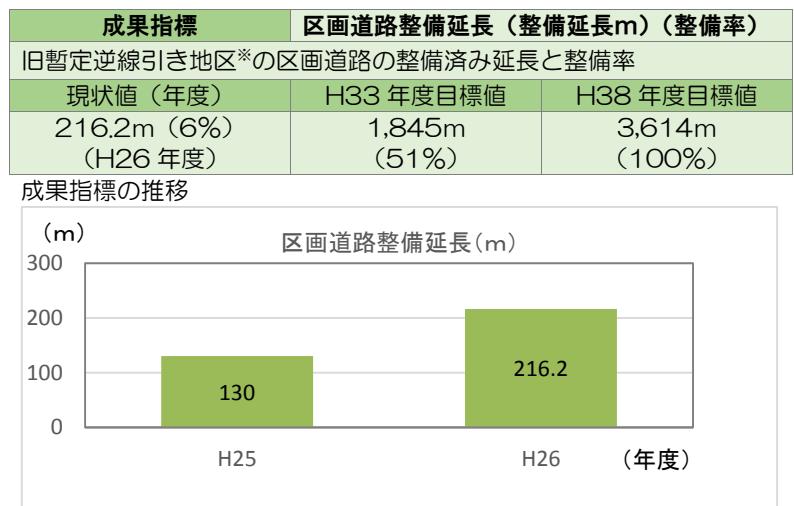
まちの限られた土地資源を有効に分配し、建築物の敷地、公共施設用地、緑地・自然環境を適正に配置することにより、公共交通機関の利便性の高い地域を中心にまとまりある形にするとともに市街地の無秩序な拡散を防止し、農業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保します。

具体的な施策

（1）市街地の適正な利用 主担当課：まちづくり推進課

①住宅系利用

- 低層・中高層住宅地※や幹線道路沿道地区など、地域に応じて良好な住環境※を維持します。また、旧暫定逆線引き地区※については、平成 23 年 1 月に市街化区域※に編入され宅地開発が進む一方で、生産緑地※地区などの都市農地の保全が図られていることから、都市農地を生かした良好な住環境※の形成を促進します。併せて同地区の道路整備については、平成 26 年 4 月に策定した「旧暫定逆線引き地区の区画道路整備計画※」に基づき、地区の状況などを踏まえて順次進めています。



注：平成 24 年度以前はデータなし

②商業業務系利用

- 駅周辺では、不足業種の充実や地区計画※による商店街の活性化を図ることで、まちの回遊性※の創出を促進します。また、その他の商業地では、高齢化の進行に対応し、安心して買い物ができる空間の形成を目指します。

③工業系利用

- 工業生産活動の妨げとなる建物用途の混在を防止するとともに、周辺の住環境※との調和にも配慮するよう誘導を図ります。

（2）市街地周辺の適正な利用（市街化調整区域※の整序※） 主担当課：まちづくり推進課

①荒川近郊緑地保全区域※などの大規模緑地

- 荒川河川敷などには荒川近郊緑地保全区域※が指定されており、生態系の保全・向上のための重要な区域として引き続き保全を図るとともに、レクリエーション※の場としての活用を図ります。

成果指標			市街化調整区域※の適正な利用の促進	
目標年度において実施されている具体的な土地利用※の内容				
現状値（年度）			H33 年度目標値	H38 年度目標値
基地跡地の一部を暫定利用			東洋大学周辺の適正な医療及び福祉施設の土地利用※	国道 254 号バイパス※周辺の適正な土地利用※

②周辺自然環境などと調和する施設地区（東洋大学周辺、その他）

- 黒目川沿いに立地する東洋大学やわくわくどーむなど公共的な施設利用の維持を進めるとともに、少子高齢化※対策のため拠点的な病院・福祉施設の整備を進めます。また、国道 254 号バイパス周辺や上内間木における工場などの立地が進む地区では、既存集落地※や残存する農地・自然環境と調和のとれた土地利用※の誘導を図ります。

③計画的利用を促進すべき地区（キャンプ朝霞跡地※など）

- キャンプ朝霞跡地※では国家公務員宿舎整備事業の中止を受け、基地跡地利用計画見直し検討委員会での利用計画の見直し結果に基づき、市民参画を図りながら具体的な議論を進めています。

④集落地※・農地など

- 集落や農地などが残存している地区においては、道路や排水施設の改善により環境の維持・向上を図ります。

2 道路交通

- (1) やさしさに配慮した道づくり
- (2) まちの骨格となる道路づくり
- (3) 良好的な交通環境づくり

現状と課題

- 「道路・橋梁」については、重要度は高く満足度が低い取組項目であることから、早急な取組が必要です。都市計画道路については事業認可路線の早期完成を目指すことと、長期未整備路線については、廃止も含め見直しを進めるなどの検討が必要です。歩行者の安心安全対策では歩道拡幅が求められています。それとともに歩道整備が困難な箇所は路面標示などの安全対策を行うことが課題となっています。今後は「朝霞市道路整備基本計画※」の見直しや平成26年4月に策定した「旧暫定逆線引き地区の区画道路整備計画※」に基づく計画的な道路整備が必要です。
- 橋梁については、順次、落橋防止対策※に取り組み、平成25年度末までに13橋中、10橋の対策が終了しています。
また、平成24年度に行った点検の結果、早期架け替えが必要となる重大な損傷のある橋梁はありません。今後は、朝霞市橋梁長寿命化計画※により予防保全的修繕を行い、限られた財源の中で効果的な維持管理を行っていく必要があります。
- 今後も歩行者の安全を第一に考えて「ゾーン30※」や道路あんしん緊急アクションプログラム※など、交通安全対策の取り組みが必要です。また、近年増加している自転車事故への対応としてマナーアップ啓発などを行ってきました。今後も歩行者や自転車利用者の安心・安全のために啓発活動が必要です。
- 市内循環バスについては、現在、膝折・溝沼、根岸台、内間木、宮戸線の4路線をバス事業者に委託して運行しており、市内循環バス検討委員会での意見を踏まえて、現在ルート、便数等の見直し作業を進めています。今後は、利用状況、市民要望などを勘案し、ルート、便数、料金などを見直し利便性の向上に努める必要があります。

めざす姿

道路・橋梁が整備されて適切な維持管理がなされ、子どもから高齢者までの誰もが安全に快適に利用しています。

市内循環バスの見直し後のダイヤにより運行されるバス路線を多くの市民が利用しています。

自転車駐車場の利用が放置自転車対策の一助になっています。

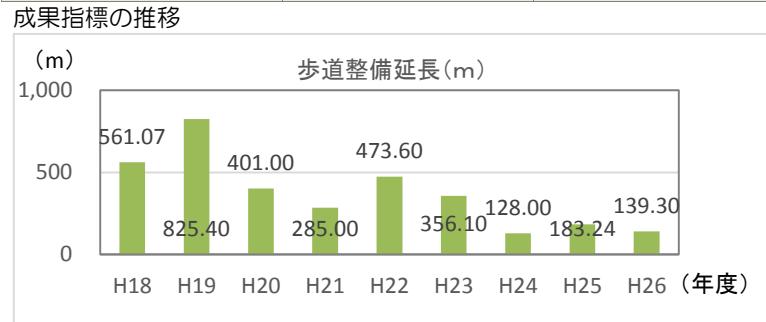
具体的な施策

(1) やさしさに配慮した道づくり 主担当課：道路整備課

①全ての人にやさしい交通環境の整備

- 公共交通機関を利用する際の移動の利便性及び安全性に配慮した駅舎や公共交通車両などの施設整備を促進します。
- 歩道整備や交差点改良、道路改良を推進するとともに、ハンプ※設置などの道路構造の変更や電柱地中線化、自転車道などについて検討しています。
- 橋梁については、道路メンテナンスの義務化に伴い5年に1度の橋梁点検を実施し、適切な維持管理に努めます。

成果指標	歩道整備延長	
歩道整備延長		
現状値（年度）	H33年度目標値	H38年度目標値
139.30m (H26年度)	200m	260m



②環境・景観に配慮した交通環境の整備

- 道路及び沿道環境の整備に当たっては、地域の特性に応じて沿道空間と一体となった歩道、植樹帯※、ポケットパーク※などの整備、維持管理に努めます。

③歩行者空間の整備

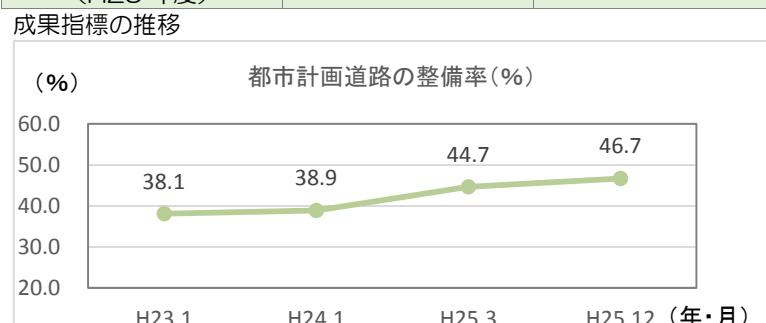
- あらゆる人が安心して移動できるような道路交通環境の整備を目指し、拡幅予定路線の歩道整備に積極的に取り組みます。

(2) まちの骨格となる道路づくり 主担当課：まちづくり推進課

①幹線道路網の整備

- 都市計画道路や市内幹線道路については、歩行者の安全性を確保するため、歩車道の分離など改良に努めます。

成果指標	都市計画道路の整備率	
都市計画道路整備済み延長／ 都市計画決定されている総延長		
現状値（年度）	H33年度目標値	H38年度目標値
46.7% (H25年度)	57%	63%



注：平成21年度以前はデータなし

2 道路交通

- (1) やさしさに配慮した道づくり
- (2) まちの骨格となる道路づくり
- (3) 良好的な交通環境づくり

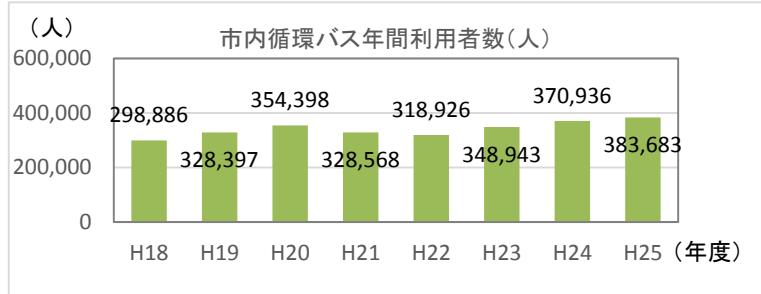
(3) 良好的な交通環境づくり 主担当課：まちづくり推進課

①安全・快適な道路の整備

- 地域の特性に応じた交通安全施設の整備や歩道整備に努めます。
- 地域住民の意向を踏まえた私道の整備助成を行います。
- 快適な道路環境づくりを進めるため、市民と行政が協働※して道路美化に取り組み、意識の向上を図ります。
- 身近な生活道路は、交通安全施設の整備を充実させるとともに、自動車の交通量や速度の抑制などの交通規制の推進に努め、一方通行などの具体的な方策検討に当たっては、地域住民などの意向を踏まえて進めていきます。

成果指標		市内循環バス年間利用者数	
市内循環バスを1年間に利用した延べ人数		H33年度目標値	H38年度目標値
現状値(年度)	(H25年度)	423,000人	448,000人
383,683人			

成果指標の推移



②公共交通網などの充実・整備

- 駅施設の充実、路線バスの運行維持や路線拡充など、公共交通機関の利便性の向上や安全性の確保を図るため関係機関に要望します。
- 市内循環バスを引き続き運行し、利用状況、市民の要望などを踏まえ、路線などの見直しを行います。
- 関係機関と協力し、駅施設のバリアフリー化※やノンステップバスの導入を促進します。

③その他交通施設などの充実・整備

- 駅周辺の交通結節機能（駅舎、自由通路、バス・タクシー乗場・周辺道路）を総合的に充実させるとともに、ユニバーサルデザイン（誰もが快適に利用できるデザイン）化を図ります。
- 鉄道駅・公共交通・歩行者などとの連携を考慮し、利用しやすい自転車・自動車の駐車場の整備や利用促進を図ります。

④新たな公共交通システムの導入検討

- 環境負荷の低減、二酸化炭素の排出量の削減などを目指し、自転車や公共交通機関利用への転換を促進します。

関連する個別計画： 都市計画マスタープラン（平成18年度～平成37年度）
市道整備基本計画（平成3年度～）

3 緑・景観

- (1) まちの骨格となる緑づくり
- (2) 潤いのある生活環境づくり
- (3) まちの魅力を生み出す景観づくり

現状と課題

- 緑の基本計画に基づき、地域の拠点となる公園や身近な公園などの整備を進めながら、適切な維持管理を行い、施設の長寿命化に努めています。さらに安全と安心を優先しつつ、市民参加による公園の整備や管理を進める必要があります。
- 特別緑地保全地区※制度を活用して斜面林の公有地化を推進し、市民とともに管理を進めてきました。また、緑化推進条例に基づく保護地区、保護樹木制度及び生け垣設置補助制度などを活用して生物多様性※にも配慮した緑地の保全と緑化を推進しています。市民が利用しやすい公園づくりのために、市民参加による公園の整備や管理を進める必要があります。今後、緑のネットワークや拠点づくりのため、公共施設や道路などを含めた緑化推進を市民参加で図る必要があります。
- 水質調査結果が数年来、基準値内で推移しています。また、朝霞調節池、朝霞水門により水害対策も進んでいます。上流の排水機場の充実や河川周辺環境の整備が課題であるため、国、県への要望を継続していく必要があります。黒目川については、市民と行政が協働して取り組む「黒目川まるごと再生プロジェクト※」事業で遊歩道整備、周辺環境に調和した植樹などを推進していきます。今後、維持管理についても市民との協働※で進めていくことが求められています。また、市内の中心を流れる黒目川は、貴重な自然環境であるとともに市民の憩いと交流の拠点であることからシティ・セールス朝霞ブランドに認定されています。今後、この優れた景観を積極的に内外に周知し、市のセールスポイントとして確立していく必要があります。
- 黒目川から眺望できる斜面林などの貴重な緑地保全や住宅地の緑化の推進、「にぎわい」景観の創出に向けた取組の必要があります。
- 屋外広告物の表示などについては、埼玉県屋外広告物条例の運用によって適切に規制・誘導を図ることを基本としています。無秩序な広告物の掲出は、まちなみを混乱させるなど、景観を阻害する要因となりやすいため、景観に配慮した表示・掲出の必要があります。

めざす姿

都市における公園や緑のオープンスペースは、子どもから高齢者までの幅広い世代の自然とふれあい、レクリエーション活動、健康運動、文化活動などの活動の拠点となっています。また、公園整備や管理は、市民や地域主体で、市民に愛され地域に密着した公園になっています。

河川環境は、水質が改善されることにより多様な生物を見ることができ、また、遊歩道などが整備され、多くの市民が水辺に親しむことができる憩いの場となっています。

朝霞らしい魅力ある景観をみんなでつくり、守ることで、誰もが住み続けたい、訪れたいと感じるまちになっています。

関連する個別計画： 都市計画マスタープラン（平成 18 年度～平成 37 年度）
 緑の基本計画（平成 12 年度～平成 32 年度）
 景観計画（平成 28 年度～）

具体的な施策

（1）まちの骨格となる緑づくり 主担当課：みどり公園課

①武蔵野の原風景を継承する緑の保全

- 武蔵野台地の崖線に残存する斜面林などを保護地区・樹木の指定やみどりの基金制度の活用により緑地の保全及び緑化の推進に努めます。

②市民生活の潤いとしての農地の保全

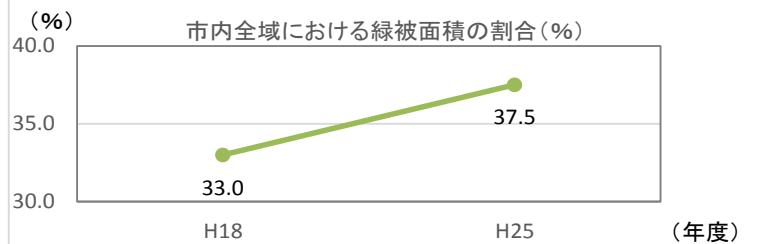
- 市街化区域※内において緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地は、生産緑地地区として保全に努めます。

③計画的な緑づくり

- 人口や土地利用※の将来見通しを勘案し、位置や規模、目的に応じて街区公園などを計画・配置し、整備を推進します。

成果指標	市内全域における緑被面積※の割合	
5年ごとに調査する緑被面積※により市内全域の緑被面積※の割合	H33 年度目標値	H38 年度目標値
現状値（年度）		
37.5% (H25 年度)	36.5%	35.5%

成果指標の推移



注：平成 19～24 年度はデータなし

（2）潤いのある生活環境づくり 主担当課：みどり公園課

①水と緑のネットワークの充実

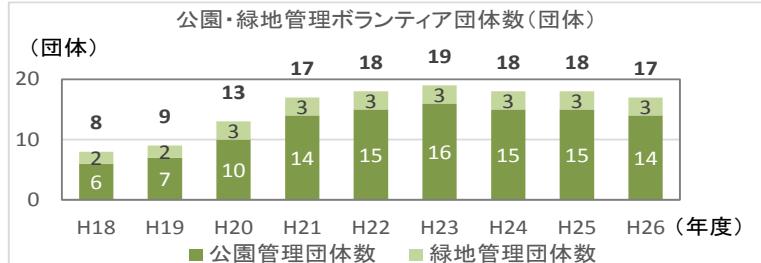
- 市民に親しまれ、その景観がシティ・セールス朝霞ブランド※に認定されている黒目川について、遊歩道整備、周辺環境に調和した植樹などを市民と行政が一体となって推進します。

②水と緑の潤いのある市街地の形成

- 公共施設における敷地内緑化の推進とともに、開発行為による緑地を確保します。湧水の保全・活用を図ります。

成果指標	公園・緑地管理ボランティア団体数	
公園や緑地を管理する市民ボランティア団体数	H33 年度目標値	H38 年度目標値
現状値（年度）		
17 団体 (H26 年度)	19 団体	21 団体

成果指標の推移



（3）まちの魅力を生み出す景観づくり 主担当課：まちづくり推進課

①まちの潤いとなる景観形成

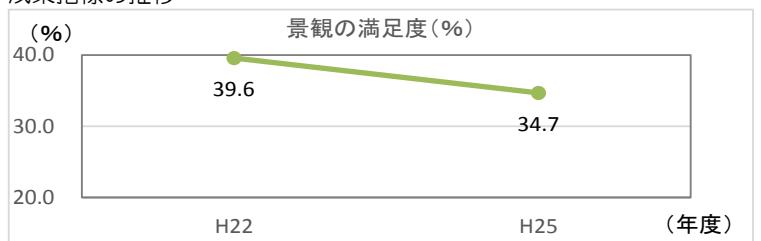
- 駅周辺は、本市の玄関口にふさわしい景観形成を図るとともに、国道・県道、都市計画道路など主な幹線道路については、沿道の建築物のまちなみ形成や緑化など本市のシンボルにふさわしい魅力づくりに努めます。

②地域資源を生かした景観形成

- 市内中央部を流れる黒目川の優れた景観を分かりやすく周知するため、黒目川周辺の観光ガイドブックの発行に取り組みます。
- 個性あるまちなみを創出するため、緑や坂道などを生かした景観形成を図ります。

成果指標	景観の満足度	
市民意識調査の結果報告書の景観の満足度（満足している、まあ満足しているの合計割合）	H33 年度目標値	H38 年度目標値
現状値（年度）		
34.7% (H25 年度)	40.0%	50.0%

成果指標の推移



注：平成 18～20、23、24 年度はデータなし

4 市街地整備

- (1) 特性に応じた市街地づくり
- (2) 上水道の整備・充実
- (3) 公共下水道※の整備

現状と課題

- 密集した市街地における地震や集中豪雨に対処できる防災機能の向上のため、狭あいな道路の拡幅やオーブンスペース※の確保、雨水排水の計画的な整備が必要です。
- 今まで以上に周辺住宅地との調和などを促進し、良好な近隣関係や住環境※の保持・向上を図る場合は、地区計画や建築協定※等などの地域住民や民間が主体で取り組むまちづくりが必要です。
- 朝霞駅周辺の不燃化※を促進するため、防火、準防火地域※の指定拡大が必要です。
- 上水道は、人口の増加や生活水準の向上に合わせ、浄水場や配水管などの拡張・整備を実施してきましたが、現在、それらの施設の老朽化に伴う大量更新の時代が到来しています。しかしながら、水道料金収入の基となる給水量は、横ばいから微減傾向に移行していることから、今後、更新する施設については、需要と供給のバランスから施設規模の適正化を図る必要があります。
- 公共下水道※については、新たに市街化区域※に編入された旧暫定逆線引き地区※の整備が完了していません。生活環境の改善と公共用水域の環境保全に向け、引き続き整備を進めるほか、整備済みの地域では公共下水道への未接続世帯の解消を図る必要があります。
- 近年、下水道の排水能力を上回る局所的な豪雨が多発し浸水被害が発生しています。浸水被害を軽減するため、引き続き浸水対策を進めていく必要があります。
- 下水道施設の老朽化が進んでいます。都市の基本的な社会基盤である下水道施設の機能停止等を未然に防止するため、改築や長寿命化等の維持管理について方針を定め、計画的に取り組んでいく必要があります。

めざす姿

市街地の成り立ちを考慮し、小規模単位での改善を積み重ねるなど選択的な整備により、適正な宅地利用や公共施設の整備改善とともに、まちの防災、健康、衛生環境面などに配慮した、バランスのとれた住環境※になっています。朝霞駅周辺の防火、準防火地域が指定され不燃化が図られています。

水道事業の経営が安定し、適正な水道料金で安心・安全な水道水が安定的に供給され、また、水道施設の更新（耐震化※）を計画的に進めることにより、災害に強い水道施設になっています。

公共下水道※の整備と適切な維持管理により、快適で安心、安全な生活環境が維持されるとともに、河川などの公共用水域※の環境が保全されています。

関連する個別計画： 都市計画マスタープラン（平成18年度～平成37年度）
 水道事業基本計画※（平成24年度～平成83年度）
 水道事業耐震化計画（平成24年度～平成30年度）

具体的な施策

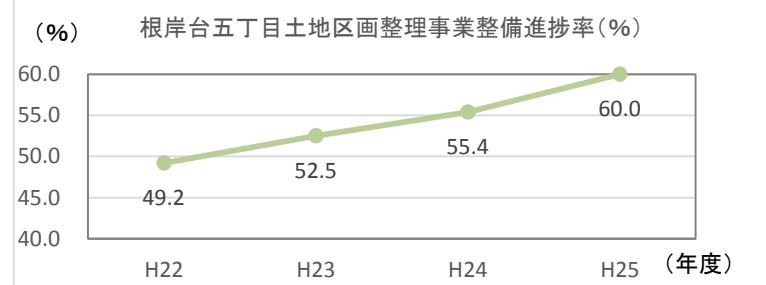
（1）特性に応じた市街地づくり 主担当課：まちづくり推進課

①土地区画整理事業※を実施している地区

- 現在実施している土地区画整理事業※については、道路や公園などの都市基盤※が整備された良好な市街地の形成を目指し、引き続き当該事業を推進します。【根岸台五丁目土地区画整理事業※】

成果指標		根岸台五丁目土地区画整理事業※整備進捗率
同区画整理事業における事業費ベースの整備進捗率		
現状値（年度）	H33年度目標値	H38年度目標値
60.0% (H25年度)	100%	—

成果指標の推移



注：平成21年度以前はデータなし

②土地区画整理事業※の完了地区

- 土地区画整理事業※の実施により、道路や公園などの都市基盤※の整備が行われた地区については、良好な居住環境※を維持・整理します。【広沢土地区画整理事業※・向山土地区画整理事業※・北朝霞土地区画整理事業※・本町一丁目土地区画整理事業※・越戸土地区画整理事業※】

③基盤整備の検討地区

- 狹い道路※が多く、住宅などが密集する地区について、道路や公園などのオープンスペース※の確保を図ります。

④環境にやさしいまちづくりに向けた活動の推進

- 環境にやさしいまちづくりに向けた活動を推進するために地区計画※や建築協定※などの制度の周知・啓発に努めます。

4 市街地整備

- (1) 特性に応じた市街地づくり
- (2) 上水道の整備・充実
- (3) 公共下水道※の整備

(2) 上水道の整備・充実 主担当課：水道施設課・水道経営課

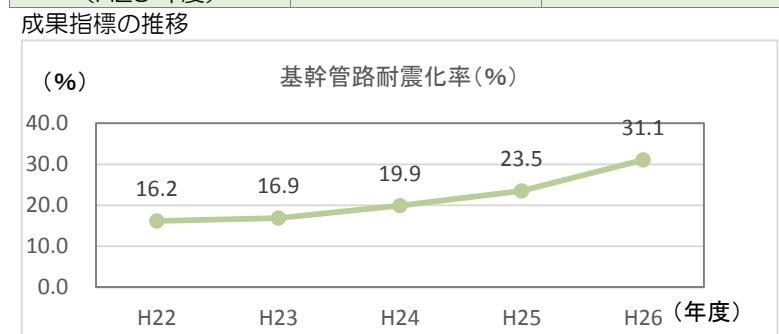
①安全・安心な水の供給

- 水道施設の耐震化※や老朽施設の更新を推進し、安全・安心な水の安定供給に努めます。

②水道事業の健全運営

- 給水量の減少傾向が引き続き見込まれることから、浄水場など施設規模の適正化を図り、将来の更新費や維持管理費を縮減し、水道事業の健全な運営に努めます。

成果指標	基幹管路※耐震化※率	
市内給水の幹線となる重要管路の耐震化※の割合		
現状値（年度）	H33 年度目標値	H38 年度目標値
23.5% (H25 年度)	64%	83%



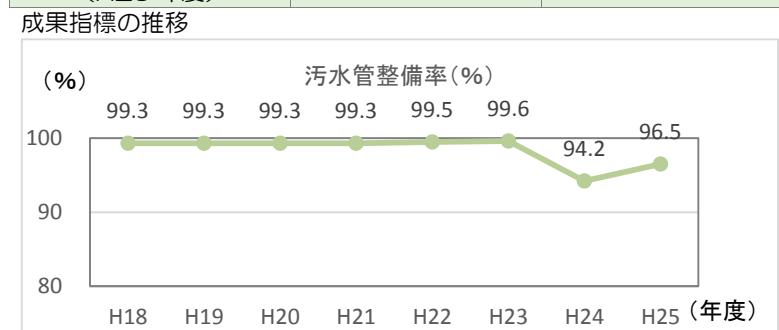
注：平成 21 年度以前はデータなし

(3) 公共下水道※の整備 主担当課：下水道課

①汚水排水施設の整備

- 旧暫定逆線引き地区※の汚水管整備を進めます。
- 汚水管、仲町ポンプ場などの下水道施設の適切な維持管理に努めます。

成果指標	汚水管整備率	
事業認可区域面積に対する、整備済面積の割合		
現状値（年度）	H33 年度目標値	H38 年度目標値
96.5% (H25 年度)	97.9%	99.0%



関連する個別計画： 都市計画マスタープラン（平成18年度～平成37年度）

水道事業基本計画※（平成24年度～平成83年度）

水道事業耐震化計画（平成24年度～平成30年度）

5 安全・安心・環境共生

- (1) 災害や犯罪に強いまちづくり
- (2) 全ての人にやさしいまちづくり
- (3) 循環型社会^{*}を目指した環境にやさしいまちづくり

現状と課題

- 密集した市街地の防災性の向上（建築物の耐震化^{*}・不燃化^{*}促進、道路の拡幅など）が必要です。
- 市民が安全な生活をおくれるように、日常的な防災体制の整備に努めるとともに、防犯の観点からも、道路をはじめ主要な公共施設などにおける夜間の安全性の向上や、公園など安全な公共空間への配慮が必要です。
- 密集した市街地における震災や集中豪雨に対処できる防災機能の向上のため、狭あいな道路の拡幅やオープンスペース^{*}の確保、雨水排水施設の計画的な整備が必要です。
- 現在の北朝霞地区地区計画^{*}の柔軟な運用による賑わいの創出が必要です。
- 鉄道駅周辺の比較的建築密度の高い市街地や主要幹線道路の沿道地域においては、防火、準防火地域^{*}の指定を検討し、建築物の不燃化^{*}が必要です。
- 大規模地震などによる被害を最小限にとどめるため、浄水場や配水管などの耐震化^{*}を図り、極めて重要な水道水（飲料水）を確保することが必要です。
- 道路、公園や多くの人が利用する建築物などのユニバーサルデザイン化を図り、不特定多数の利用者に配慮された施設利用の円滑化が必要です。
- 都市化の進展による土地利用の変化に伴い雨水の浸透機能が低下し、集中豪雨時に浸水被害が頻発するなど、水循環の変化による問題が生じています。浸水被害の軽減や地下水の涵養を図るため雨水の流出を抑制する必要があります。

めざす姿

地域における防災対策が進み、地震・火災など災害の被害を最小限に抑えられるまちとなっています。また、防犯環境づくりが進み、犯罪の起きにくいまちとなっています。

全ての人や生き物にやさしく、環境面への配慮が行き届いたまちとなっています。

具体的な施策

(1) 災害や犯罪に強いまちづくり 主担当課：まちづくり推進課

①災害（地震・火災・水害）に強いまちづくり

- 密集した市街地の防災性の向上、商業業務地域における不燃化※を促進し、ゲリラ豪雨などに対処できる雨水処理機能を高めます。水道施設の耐震化※や老朽施設の更新を進めるとともに、応急給水所の整備・充実を図ります。災害に強いまちづくりを進めるため、住宅の耐震化※を進めます。

②避難場所・避難道路の確保

- 避難地など多様な機能を持つオープンスペース※の整備を行ないます。

③市街地における防犯機能の向上

- 犯罪の起きる環境（状況）に着目し、道路・公園等の公共空間における適正な夜間照明の確保・充実などにより犯罪の誘発要因を取り除き、安全・安心な環境づくりを進めます。道路や公園等の整備に際しては、見通しを良くするなど周辺建物との配置の関係を考慮し、犯防の視点を計画段階から取り入れた整備を進めます。

(2) 全ての人にやさしいまちづくり 主担当課：まちづくり推進課

①コンパクト※で利便性の高い生活環境整備

- 日常の生活活動が、比較的狭くより身近なところで可能となる小規模でも充実した市街地の形成を図ります。

②身近な生活空間のユニバーサルデザイン化の推進

- 全ての人が円滑に移動できるような公共交通機関・施設の整備、不特定多数の利用者に配慮された施設利用の円滑化を図ります。

③ライフステージ※に合わせた住環境※形成

- 高齢者などの居住を確保するため、優良な賃貸住宅の整備や円滑な入居に向けた環境の整備を図ります。

(3) 循環型社会※を目指した環境にやさしいまちづくり 主担当課：まちづくり推進課

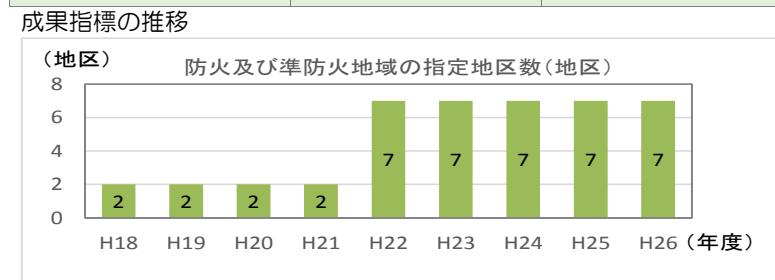
①環境に配慮した施設などの整備

- 環境共生住宅※や省エネルギー住宅※などの整備の検討、循環型社会※の構築の検討を図ります。

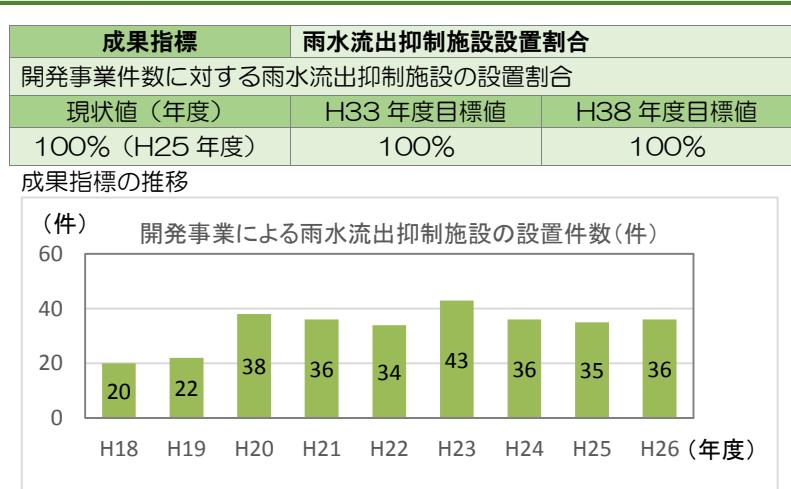
②雨水流出抑制の推進

- 500平方メートルを超える開発事業について、雨水の浸透または貯留施設の設置を指導し、また住宅の新築や建て替えにおいても浸透樹の設置をお願いするなど、雨水の流出抑制に努めます。

成果指標	防火、準防火地域※の指定地区数	
現状値（年度）	H33 年度目標値	H38 年度目標値
7地区（H26 年度）	8地区	10地区



成果指標	「障害のある人に配慮した道路・建物・駅などの整備」の不満度	
現状値（年度）	H33 年度目標値	H38 年度目標値
25.6% (H23 年度)	20%	17%



6 産業の育成と支援

- (1) 産業育成のための連携強化
- (2) 起業・創業の支援

現状と課題

- 起業に関する相談・セミナーをより一層利用しやすい環境づくりが求められています。
- 消費者である市民と商店主との交流をどのように図っていくのか検討する必要があります。
- 市の支援を受けて市内で起業した方々に対する継続的な支援のあり方について検討する必要があります。
- 地域課題の解決に取り組む「コミュニティ・ビジネス※」など、市民の経験や能力を活用した起業の支援について検討する必要があります。
- 産・学・官の連携と異業種交流の体制づくりの支援について検討する必要があります。
- 農業経営基盤強化の促進のため、新たな農業経営者の確保と育成について検討する必要があります。

めざす姿

事業者は、住宅都市である本市の特性を活かした産業を営むに当たり、市や商工会、金融機関などが連携した様々な支援サービスを受けることができます。

また、事業者は、その担い手として市民を雇用することができているほか、市民と事業者及び事業者同士の交流が活発に行われることにより、本市ならではの産業育成のあり方が構築されています。

具体的な施策

(1) 産業育成のための連携強化 主担当課：産業振興課

①情報の収集と発信

- 商工会や金融機関などと連携し、市内の産業の育成につながる情報を収集するとともに、産業文化センターを拠点として「あさか産業フェア」などの機会を通じて発信します。

②市民と事業者の連携促進

- 産業文化センター自主事業である「あさか産業フェア」や商工会、商店会が実施する地域活性化イベントなどの開催を支援し、市民と事業者との連携、交流を促進します。

③地域に密着した産業の振興

- 商工会をはじめとした関係経済団体や金融機関などと連携し、NPO*などの新たな形態の事業や地域課題の解決に取り組むコミュニティ・ビジネス*など、地域に密着した産業の振興を支援します。

④新たな農業経営強化の促進

- 新たに農業経営を営もうとする青年などの確保に向け、埼玉県農林振興センター、農業協同組合などとの連携を強化します。

(2) 起業・創業の支援 主担当課：産業振興課

①支援体制の充実

- 中小企業診断士による起業家育成相談や起業家育成支援セミナーの開催のほか、国の認定を受けた創業支援事業計画に基づき、市や商工会、金融機関などの関係機関が連携し、継続的に支援します。

②人材の育成

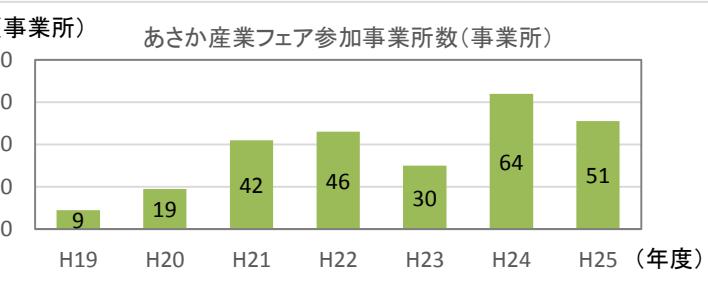
- 中小企業診断士による起業家育成相談や起業家育成支援セミナーの開催のほか、市や商工会、金融機関などの関係機関が連携し、起業を目指す方や起業後間もない方を育成、支援します。

③新たな産業の創出

- NPO*などの新たな形態の事業や地域課題の解決に取り組むコミュニティ・ビジネス*など、市民の経験や能力を生かした新たな産業の創出を支援します。

成果指標	あさか産業フェア参加事業所数	
現状値（年度）	H33 年度目標値	H38 年度目標値
51 事業所 (H25 年度)	59 事業所	64 事業所

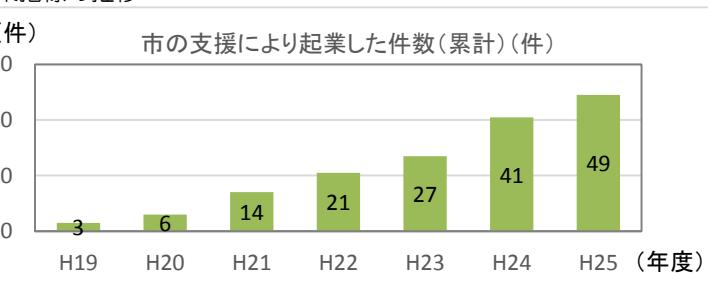
成果指標の推移



注：平成 18 年度はデータなし

成果指標	市の支援により起業した件数（累計）	
現状値（年度）	H33 年度目標値	H38 年度目標値
49 件 (H25 年度)	187 件	287 件

成果指標の推移



注：平成 18 年度はデータなし

7 産業活性化

- (1) 魅力ある商工業機能の形成
- (2) 中小企業の経営基盤の強化
- (3) 都市農業の振興

現状と課題

- 魅力ある商業機能の形成に向け、商業、工業、農業を含めた産業振興分野の基本構想の構築などの総合的な施策の検討が必要です。
- 「地域コミュニティの核」である商店街の賑わいを維持するため、商店主の高齢化や後継者不足に伴い発生する空き店舗の活用策を研究することが必要です。
- 少子高齢化※や人口減少に伴う地域課題の解決に取り組む「コミュニティ・ビジネス※」の支援や情報発信の支援について検討が必要です。
- 農業従事者の高齢化が進む中、担い手不足は深刻化しており、また、農産物の価格低迷や肥料・資材・燃料の高騰が農業経営を圧迫していることから、農業経営の安定・生産性の向上及び地産地消※の確立について検討が必要です。
- 農地を取り巻く環境は、担い手不足、相続税などの税負担、周辺の都市化などにより、農地が減少していることから、多面的機能を生かした農地の保全について検討が必要です。

めざす姿

商業・工業・農業を含めた市内の産業を営む方々は、市や商工会、金融機関、農業協同組合などの関係機関が連携した様々な経営支援サービスを受けることができています。

経営支援サービスを受けることにより、経営の安定が図られ、市内産業の活性につながっています。

具体的な施策

（1）魅力ある商工業機能の形成 主担当課：産業振興課

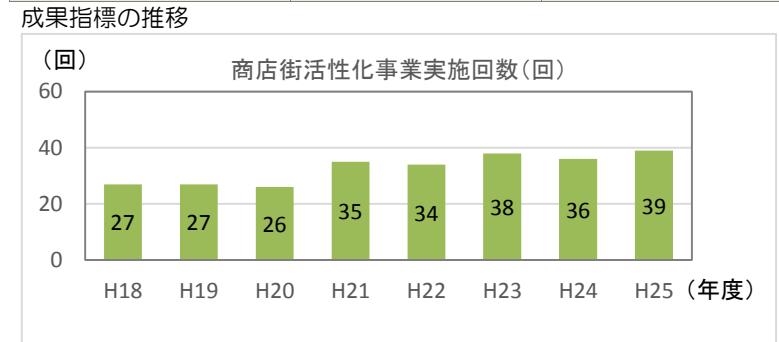
①総合的な商店街活性化の促進

- 商店街を地域コミュニティの核として位置付け、商店街の賑わいを創出、維持していくために、各商店の経営状況や空き店舗の実態の把握に努めるほか、商工会や金融機関などと連携し、後継者の育成や経営アイデアの情報提供などを実施し、商店街の活性化の促進を支援します。

②商店街の機能向上

- 商店街を地域コミュニティの核として位置付け、商店街の賑わいを創出、維持していくために、商店会が実施する施設整備事業や活性化事業を支援します。

成果指標	商店街活性化事業実施回数	
商店街活性化推進事業補助金交付対象事業の実施回数	H33 年度目標値	H38 年度目標値
現状値（年度）		
39 回 (H25 年度)	47 回	52 回



③事業者間の交流・連携の促進

- 地域経済の活性化や市内産業の振興のため、産業文化センターを拠点として、商工会や金融機関などと連携し、「あさか産業フェア」などの開催を通じて、事業者同士の交流や連携の促進を支援します。

④既存工業の活性化

- 市内の工業経営を支援するため、中小企業融資制度の利用促進のほか、市や商工会、金融機関などが連携した経営支援サービスの実施を検討します。

7 産業活性化

- (1) 魅力ある商工業機能の形成
- (2) 中小企業の経営基盤の強化
- (3) 都市農業の振興

(2) 中小企業の経営基盤の強化 主担当課：産業振興課

①情報収集と相談機能の充実

- 事業者が本市で事業活動するメリットや魅力について情報を収集、発掘するほか、商工会や金融機関などと連携し、市内で継続して事業活動ができるよう、情報提供や相談体制の充実に努めます。

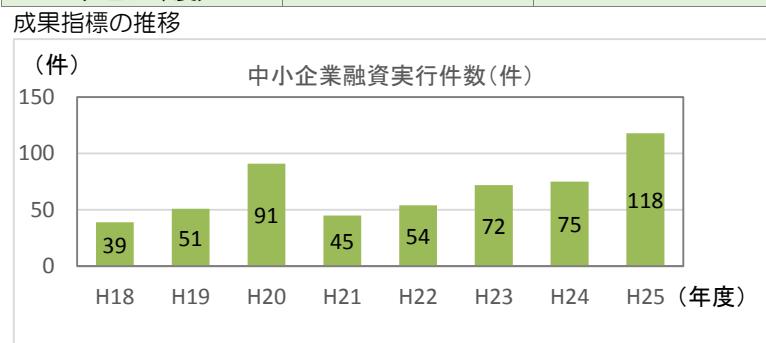
②人材育成と組織強化の支援

- 商工会や金融機関などと連携し、市内で継続して事業活動ができるよう、後継者や若手経営者の育成を支援します。また、地域経済の振興のため、市内事業者の商工会への加入の促進を支援します。

③経営への支援

- 経営の安定を支援するため、中小企業融資制度の利用促進や同制度利用者に対する利子補給補助金を交付します。また、市や商工会、金融機関などが連携した経営支援サービスの実施を検討します。

成果指標		中小企業融資実行件数	
市中小企業融資の実行件数			
現状値（年度）		H33 年度目標値	H38 年度目標値
118 件 (H25 年度)		58 件	63 件



(3) 都市農業の振興 主担当課：産業振興課

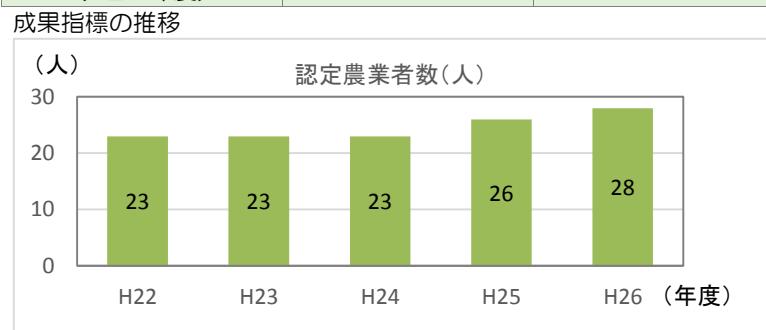
①都市農業の振興

- 農業生産の安定化・効率化に向けた支援、農業を支える担い手の支援、農業に親しむ取組の推進、地産地消※の推進をします。

②農地の保全

- 農業生産の基盤となる農地の貸し借りを促進し、農地を集約化するとともに、農地を保全するなど、農地の有効利用を促進します。

成果指標		認定農業者※数	
農業者自らが作成する「経営を改善するための計画」が、農業経営基盤強化促進法に基づき適切であるとして、市町村から認定を受けた者			
現状値（年度）		H33 年度目標値	H38 年度目標値
28 人 (H26 年度)		40 人	50 人



注：累計値を記載、平成 21 年度以前はデータなし

8 勤労者支援

- (1) 勤労者支援の充実
- (2) 雇用の促進

現状と課題

- 雇用形態が多様化する中において、勤労者支援の充実のほか、就職支援や地域における雇用の確保について、産業育成や福祉分野と連携して取り組んでいく必要があります。
- 相談できる整備体制や就職希望者に対する支援、地域における雇用の確保などは、地域経済の安定、活性化に対して必要であると考えます。
- 労働関係法令の内容を効果的に周知啓発するとともに、市民が気軽に相談できる機会を提供する必要があります。
- 市内の経営者に対して、労働関係法令遵守の重要性を啓発することは、市内事業所の労働環境の改善につながり、それに伴い、地域における雇用の確保が図られるものと考えられるので、効果のある啓発を検討する必要があります。
- 地域における雇用の確保について、関係機関と連携し推進していく必要があります。

めざす姿

勤労者である市民は、どのような雇用形態であっても労働関係法令を遵守した環境のもとで働くことができるよう、身近な場所で相談を受けることができています。

就職を希望する市民は、就職支援セミナーや相談などに参加し、きめ細かな支援を受けることができています。

地域における雇用が確保され、市内事業者は地域から人材を雇用できているとともに、地域での就職を希望する市民も地元事業所に就職するための支援を受けることができています。

具体的な施策

(1) 勤労者支援の充実 主担当課：産業振興課

①労働相談の充実

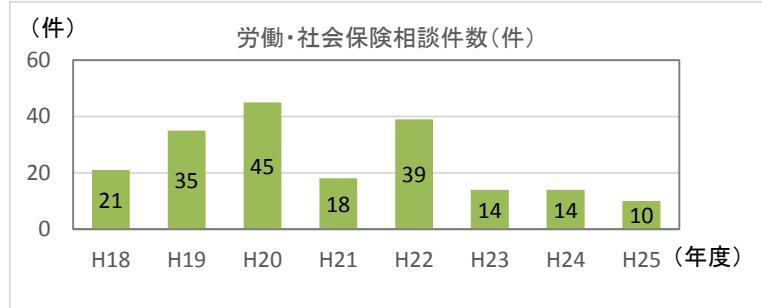
- 労働や雇用問題、社会保険などについて、社会保険労務士が相談を受ける「労働・社会保険相談」を実施します。
- 国や県の労働関係機関と連携し、各機関が実施している各種相談の周知に努めます。

②労働関係法令の啓発

- どのような雇用形態であっても、市民が労働関係法令を遵守した環境のもとで働くことができるよう、関係機関と連携し、市民及び経営者に対して労働関係法令の内容や相談事業の周知に努めます。

成果指標	労働・社会保険相談件数	
毎月1回第3土曜日午後1時～4時、年間12回実施している労働・社会保険相談の相談件数		
現状値(年度)	H33年度目標値	H38年度目標値
10件 (H25年度)	24件	29件

成果指標の推移



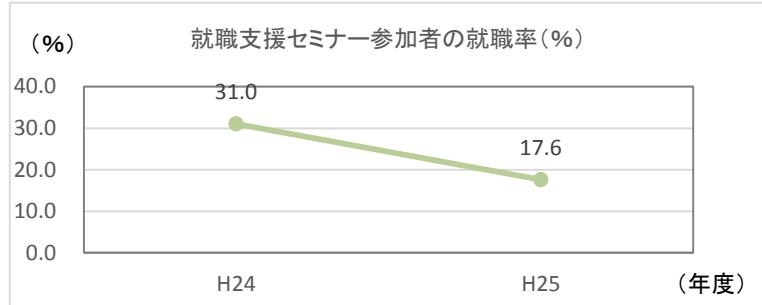
(2) 雇用の促進 主担当課：産業振興課

①雇用の促進

- 朝霞地区雇用対策協議会や埼玉県雇用開発協会などの関係機関と連携し、合同就職面接会の開催などを通じて、地域での雇用の促進に努めます。

成果指標	就職支援セミナー参加者の就職率	
セミナー参加者に対し、セミナー後3～4か月にその後の就職活動状況のアンケート調査結果		
現状値(年度)	H33年度目標値	H38年度目標値
17.6% (H25年度)	25%	30%

成果指標の推移



注：平成23年度以前はデータなし

9 シティ・セールス 朝霞ブランド*

(1) シティ・セールス朝霞ブランド*の育成

現状と課題

- 従来の「朝霞ブランド」は、平成18年度から22年度にかけて18品目の商品が認定され、これらの認定商品は「朝霞産の商品」として市民の間に定着し、カタログの配布や市内行事におけるPR活動のほか、事業者自身によるPRにより、本市のPRに一定の成果があったものと考えます。
- 一方、本市では、平成23年度より、第4次行政改革実施計画の取組項目に「シティ・セールス（広報戦略）の研究と朝霞ブランドの充実」が位置付けられ、庁内関係部署で研究を行った結果、朝霞ブランド事業を広報戦略の「核」と位置付け、「朝霞の魅力」「朝霞らしさ」を広く市の内外に発信する「シティ・セールス」の一環として、朝霞ブランド事業を実施することとし、平成25年度に「シティ・セールス朝霞ブランド検討委員会」を設置し、新たな朝霞ブランドの選定及び事業展開の検討を実施し、同委員会から提言が市に提出されました。
- その提言を受け、平成26年4月、本市の誇れる歴史、文化、景観、行事、產品などの地域資源を市の内外に周知することにより、市のイメージ向上及び郷土意識の醸成を計ることを目的として、5つの地域資源を「シティ・セールス朝霞ブランド」に認定しました。
- 今後、シティ・セールスの一環として同ブランドをどのように活用していくのか、引き続き検討していくほか、まだ知られていない地域資源の情報収集を行う必要があります。

めざす姿

「シティ・セールス朝霞ブランド」に認定された地域資源が市の内外に周知されることにより、市のイメージが向上し、郷土意識の醸成を図ることができます。

具体的な施策

(1) シティ・セールス朝霞ブランド※の育成 主担当課：産業振興課

①シティ・セールス朝霞ブランド※の育成

- シティ・セールス※の一環として、カタログの作成及び配布を通じて、「シティ・セールス朝霞ブランド※」に認定した地域資源の市内外への周知を図るほか、市のイメージ向上及び郷土意識の醸成のため、ブランドを活用した事業展開を図ります。

②地域資源の発掘・創出

- 「シティ・セールス朝霞ブランド※」に認定できるような地域資源を発掘するほか、新たな地域資源を創出し、シティ・セールス※の一環として活用を図ります。

成果指標	シティ・セールス朝霞ブランド※認定数
シティ・セールス朝霞ブランド※の認定期間は3年間となっており、認定の更新やブランドを追加する場合は、検討委員会による検討を実施し、検討結果の提言を受けた後、認定を更新又は追加することとしている。	
現状値（年度）	H33 年度目標値
5点 (H26 年度)	7点
	H38 年度目標値
	9点

※従来の「朝霞ブランド」は、H18年度～H22年度に18品目の「商品」として認定していたため、過去のデータを掲載していない。

VI章 基本構想を推進するために

この章の取組については、全ての施策に関わるとの考え方に基づき施策を推進していきます。

- ・市民一人一人が、お互いの個性を認め合い、思いやる心を大切にできるよう、人権が尊重される地域社会づくりをめざします。また、男女が社会の対などな構成員として、あらゆる分野における活動に対などに参画できる社会の実現に努めます。
- ・外国人市民が安心して生活できるように多文化共生を推進し、相互理解の促進に努めます。
- ・市民の声が反映されているまちづくりを実感できるように、市民ニーズを的確に把握するとともに、行政情報を積極的に発信し、市民参画の機会の充実に努め、市民と市が一体となって様々な施策に取り組んでいきます。
- ・市の全ての施策、事業、業務を確実に実施し、継続的に見直すとともに、職員が意欲的に働くための環境づくりに努めています。
- ・開かれた行政が実感できるように、積極的な行政情報の公開に努めます。
- ・市の全ての施策、事業、業務を円滑に実施することができるよう、計画的・効果的な財政運営に努めています。

1 男女平等

- (1) 男女平等の意識づくり
- (2) 男女平等が実感できる生活の実現

現状と課題

- 急速な社会環境の変化とともに、男女ともに多様なライフコース（個人が一生の間にたどる道筋）が志向されるようになってきています。しかしながら、家庭や地域・職場などの市民生活に密着した場では、依然として性別による固定的な役割分業意識やそれに基づく社会慣行が根強く残っており、自己の持てる力を発揮しにくいと感じている人や不平等を感じている人などがいます。このようなことから、引き続き、男女平等の意識づくりに向けた取組が求められています。
- これまで、男女平等推進条例の制定及び男女平等推進行動計画の策定、また、配偶者暴力相談支援センター事業の開始や女性センターの開所など、様々な施策に取り組んできました。しかしながら、全国的にドメスティック・バイオレンス（DV）などの深刻な問題やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）などの課題も顕在化しています。このようなことから、引き続き、男女平等が実感できる生活の実現に向けた取組が求められています。

めざす姿

男性と女性が互いに人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、性別にかかわりなく、あらゆる分野で活躍できる社会となっています。

具体的な施策

(1) 男女平等の意識づくり 主担当課：人権庶務課

①積極的な情報の提供及び教育・学習体系の確立

- 男女平等について、市民一人一人の理解が深まるよう積極的な情報提供に努めるとともに、性別による固定的な役割分業意識やそれに基づく社会慣行に、市民一人一人が気づき改善する力を養えるよう、教育・学習の機会の充実に努め人材育成を図ります。

②自己実現へ向けた学習機会の提供及び情報提供

- 市民一人一人が、社会のあらゆる分野において、その個性と能力を発揮し自己実現が図れるよう、働く場での男女共同参画の意識の向上に努めるとともに、能力開発のための学習機会の提供や活動支援のための情報提供などに努めます。

③性と生殖に関する健康と権利の尊重

- 「性と生殖に関する健康と権利」（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の考え方について、男女が共に高い関心を持ち、正しい知識と理解を深めるための情報提供や学習機会の充実に努めます。

(2) 男女平等が実感できる生活の実現 主担当課：人権庶務課

①異性間の暴力の根絶

- 異性間暴力の防止に向けた積極的な情報提供や、被害者などの保護・支援に向けた相談体制の充実及び関係機関との連携を強化し、異性間の暴力の根絶に努めます。

②政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画の推進

- 市政のあらゆる分野に男女双方の意見が反映されるよう、市の審議会等における委員の男女比率の均衡に努めます。また、男女平等の推進を担う人材の育成に努めるとともに、政策や方針の立案・決定の場への参画の推進を図ります。

③地域団体や事業所における男女共同参画の推進

- 町内会や自治会などの地域団体における女性の積極的な活動支援のため、男女平等に関する意識啓発や情報提供に努めます。また、市内事業所へのアンケート調査の実施など、事業所における男女平等の取組状況の実態把握に努め、男女平等の啓発と格差の解消への協力を依頼します。

成果指標	社会通念・慣習などで男女の地位は平等であるとする市民の割合	
現状値（年度）	H33年度目標値	H38年度目標値
8.1% (H26年度)	20%	25%

成果指標の推移

(%) 社会通念・慣習などで男女の地位は平等であるとする市民の割合(%)



注：平成21年度以前、平成23～25年度はデータなし

成果指標	配偶者などから暴力を受けた場合に誰かに相談する女性の割合	
現状値（年度）	H33年度目標値	H38年度目標値
63.1% (H26年度)	80%	85%

成果指標の推移

(%) 配偶者等から暴力を受けた場合に誰かに相談する女性の割合(%)



注：平成21年度以前、平成23～25年度はデータなし

2 人権の尊重

- (1) 人権教育・啓発活動
- (2) 推進体制及び連携・支援

現状と課題

- 人権尊重意識の醸成に向けて、人権教育、啓発活動などに取り組んできました。しかし、現代社会においては、いじめ*や児童虐待、ドメスティック・バイオレンス(DV)、インターネット上の誹謗・中傷など、様々な人権問題が発生しています。女性や子ども、高齢者、障害者、同和問題など、様々な人権問題の解決に向けて、地域、家庭、学校など、それぞれの状況に応じた人権教育の推進を図る必要があります。
- 社会経済の発展に伴い、人権問題は複雑・多様化の傾向にあります。人権問題の正しい認識と理解を深めるための情報提供や啓発活動の推進を図る必要があります。
- 人権侵害の事案は、全国的に増加傾向にあります。人権侵害被害者などを支援するため、相談体制の充実や、市民などが相談しやすい環境づくりが必要です。また、国や県、関係機関との連携を図る必要があります。

めざす姿

市民一人一人の人権意識・人権感覚が高まり、憲法で保障された基本的人権を互いに尊重し、認め合う、差別のない明るい地域社会となっています。

具体的な施策

(1) 人権教育・啓発活動 主担当課：人権庶務課、教育指導課、生涯学習・スポーツ課

①学校教育における人権教育の推進

- 学校教育活動全体を通じて、人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に学び、豊かな人権感覚を育成できる教育活動を推進します。また、教職員が人権に関する正しい理解と認識を持つて、人権教育を推進します。

②社会教育における人権教育の推進

- 市民などの人権尊重意識の高揚と様々な人権問題についての正しい理解や認識を深めるための講演会や研修会、講座などの学習機会の提供に努めます。また、学校・家庭・地域など、それぞれの状況に応じた人権教育を推進します。

③人権啓発活動の推進

- 女性や子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人など、様々な人権問題について理解と認識が深められるよう、効果的な啓発活動を推進します。

成果指標	人権に関する研修会・講座参加者数	
人権研修会などの年間参加者数	現状値（年度）	H33 年度目標値
957人 (H25 年度)	1,000人	1,000人



(2) 推進体制及び連携・支援 主担当課：人権庶務課

①人権施策の推進体制

- 人権施策の推進に当たっては、「朝霞市人権施策庁内連絡会」や「庁内人権問題研修推進員」などを活用しながら、計画的、効果的に人権施策を推進します。

成果指標	人権相談件数	
人権問題に関する年間相談件数	現状値（年度）	H33 年度目標値
7件 (H25 年度)	24件	24件



②人権問題について、国、県、関係機関との連携

- 様々な人権問題の解決に向け、国、県、近隣市町村、学校、事業所、民間団体などの関係機関との連携に努めます。

③人権問題に関する相談及び支援体制の充実

- 人権問題に関する市民などからの相談に対し、市及び関係機関が設置する各種相談窓口などと連携しながら人権侵害被害者の救済や支援に努めます。

3 多文化共生*

- (1) 外国人市民*が暮らしやすいまちづくり
- (2) 多文化共生*への理解の推進

現状と課題

- 現在多くの外国人市民*が朝霞市に在住しています。外国人市民*が、地域で孤立したり、生活習慣などの相互理解不足からトラブルに発展することがないよう、地域社会と外国人市民*をつなぎ、地域で話しあってお互いの文化を理解しながら、生活上の問題などを相談・解決することができるようサポートする必要があります。
- 多文化共生*に関心が持てるように、地域社会に対する意識啓発が求められます。また、小学校においては教員が主体的に外国語活動の事業に取り組むための指導力の向上が必要です。

めざす姿

地域で暮らす外国人市民を含めた市民がお互いの理解を深め、相互の文化や生活習慣について積極的に理解し、尊重しあって共生できるまちになっている。

具体的な施策

(1) 外国人市民*が暮らしやすいまちづくり 主担当課：地域づくり支援課

①外国人市民*が暮らしやすい環境づくり

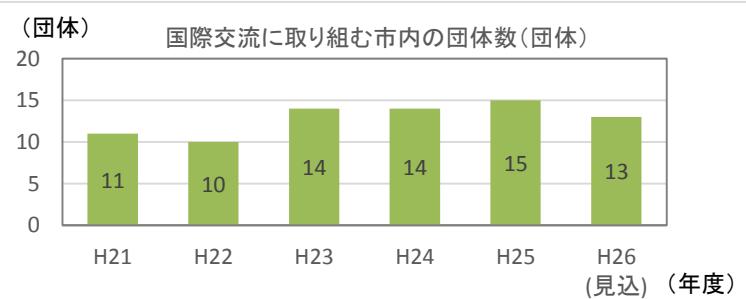
- 多言語での情報発信により、外国人市民*が安心して生活できる環境を整備し、相互理解の促進に努めます。

②市民団体の育成・支援

- 身近な相互理解の機会を増やすため、市民団体の多文化共生*活動を支援して行きます。

成果指標	国際交流に取り組む市内の団体数	
市民活動団体*のうち、国際交流に取り組む団体の数	H33 年度目標値	H38 年度目標値
現状値（年度） 15 団体 (H25 年度)	17 団体	19 团体

成果指標の推移



注：平成 20 年度以前はデータなし

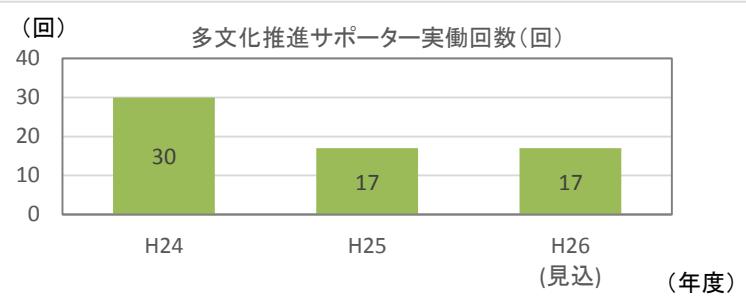
(2) 多文化共生*への理解の推進 主担当課：地域づくり支援課

①交流・啓発活動の推進

- 異なる文化への偏見をなくし、共に生きていく社会を目指し、異文化に触れる機会を増やすことで相互理解の促進に努めます。

成果指標	多文化推進サポーター実働回数	
多文化推進サポーターの年間実働延べ回数	H33 年度目標値	H38 年度目標値
現状値（年度） 17 回 (H25 年度)	30 回	36 回

成果指標の推移



注：平成 24 年度開始事業であるため、平成 23 年度以前はデータなし

4 市民参画・協働*

- (1) 市民参画と協働*の推進
- (2) 情報提供の充実と市民ニーズの把握

現状と課題

- 市民活動支援ステーションを拠点としてNPO*の支援に努めてきました。また、審議会等の公募委員候補者名簿を作成しましたが、今後は、市民の皆さんに興味をもってもらい登録数をどう増やすかが課題です。
- 「市民参画」をテーマとした市民座談会を実施し、市民同士が活発に意見交換をしてきましたが、現在は、自治基本条例*の検討について着手し、市民ワークショップ*を中心にその必要性について検討しています。今後、どれくらいの市民がこのワークショップに携わり、市民参画の機運が盛り上がっていくのかが課題となっています。
- 広報については、これまで広報紙やホームページのほか、ツイッターやフェイスブック、テレビ埼玉のデータ放送、メール配信など広報手段の拡充を図ってきました。今後は、これらのツールを市民に見てもらえるよう効果的な情報発信について検討する必要があります。また、広聴については、市政モニター制度など、よりよい広聴のあり方についてさらに検討していく必要があります。

めざす姿

市民と市とが必要な行政情報を共有することができているとともに、市民参画のルール作りができています。

具体的な施策

(1) 市民参画と協働※の推進 主担当課：政策企画課

①参画のための条例の必要性の検討

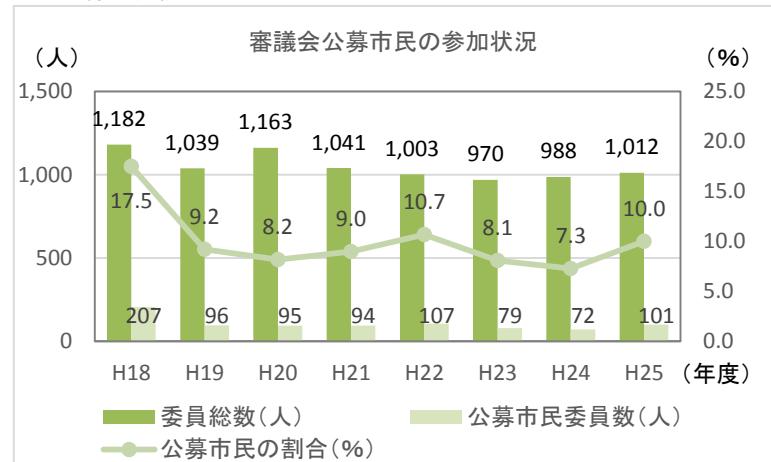
- 市民ワークショップ※を中心に市民参画のための条例の必要性について検討を進めます。

②参画の機会の充実

- 市の様々な施策の企画段階から実施、評価に至るまで、市民参画の機会の充実に努めるとともに、NPO※など市民活動団体※への支援に努めます。

成果指標	審議会など公募市民の割合	
審議会などにおける公募市民の参加割合（年間）		
現状値（年度）	H33 年度目標値	H38 年度目標値
10.0% (H25 年度)	20.0%	20.0%

成果指標の推移



(2) 情報提供の充実と市民ニーズの把握 主担当課：市政情報課

①まちづくりに関する情報の提供

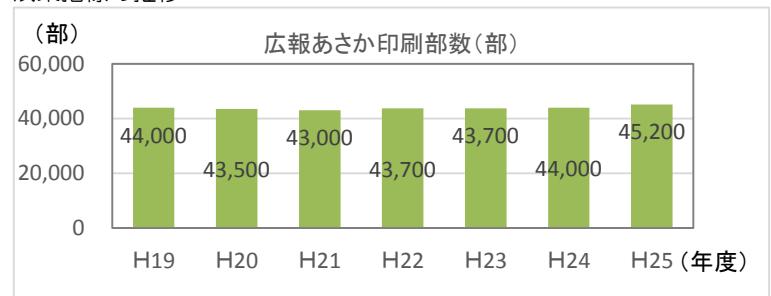
- 広報紙やホームページなどの広報媒体の充実を図り、行政情報を分かりやすく市民に提供します。また、ツイッターやフェイスブックなどのSNSを活用し、より迅速な情報提供を行います。

②市民ニーズの把握

- 各種計画を策定する際には市民ニーズを幅広く収集するとともに、市政モニター※制度の充実を図り、各課が保有する個別の懸案事項について市民ニーズを収集します。また、「市への意見・要望」を継続し、市民の個々の要望を伺います。

成果指標	広報紙配布世帯（率）	
市内約 62,000 世帯に対して配付した世帯（率）。平成 26 年 5 月より全戸配布。		
現状値（年度）	H33 年度目標値	H38 年度目標値
100% (H25 年度)	100%	100%

成果指標の推移



注：平成 18 年度はデータなし

5 行財政

- (1) 行政評価と行政改革による行政施策の推進
- (2) 公平・適正な負担による財政基盤の強化
- (3) 公共施設の効果的・効率的な管理運営
- (4) 適正かつ効率的な行政事務の遂行
- (5) 機能的な組織づくりと人材育成

現状と課題

- 第4次総合振興計画後期基本計画の期間に合わせ第4次行政改革を実施し、「使用料・手数料の見直し方針」を決定したほか、「朝霞市定員適正化方針」を策定し、新組織機構及び職員定数の運用を開始しました。また、「朝霞市人材育成基本方針」を策定し、運用を開始しました。引き続き、今後の人口推移などの社会状況の変化を見極める必要があるほか、市の財政状況などを鑑み、さらなる行政改革の取組が必要です。
- 公共施設についてファシリティマネジメント※の手法を用いて適切な維持管理について検討しています。今後は、いかに住民サービスを維持しながらコストを縮減していくかが課題です。
- 平成26年4月に機構改革を実施しましたが、第5次の計画期間においても社会条件や地方分権※に合わせ、市民ニーズに的確に対応するため、柔軟に組織・機構の見直しとともに、定員の適正化に努めていくことが必要です。

めざす姿

効率的で効果的な行財政運営が行われることで、市民が必要とするサービスが十分に行き渡っているとともに、財源を確保し、安定的な財政運営が行われています。

具体的な施策

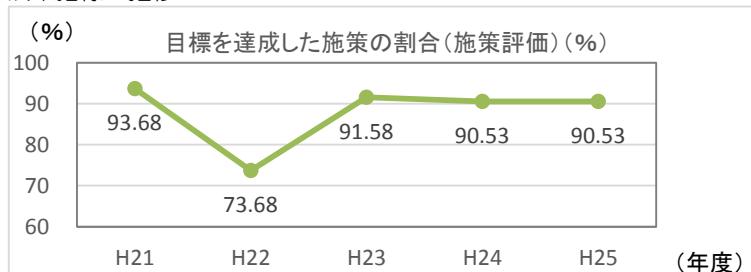
(1) 行政評価と行政改革による行政施策の推進 主担当課：政策企画課

①行政評価の推進

- P D C A（計画一実施一点検一改善）による行政運営に努めます。また、行政評価制度に基づいて市の内部評価を行うほか、市民の視点に立った外部評価を行います。

成果指標	目標を達成した施策の割合（施策評価）	
各年度の施策評価の達成度について“A”及び“B”が選択された施策の割合		
現状値（年度）	H33 年度目標値	H38 年度目標値
90.53% (H25 年度)	100%	100%

成果指標の推移



注：平成21年度実施施策分から評価を開始しているため、平成20年度以前はデータなし

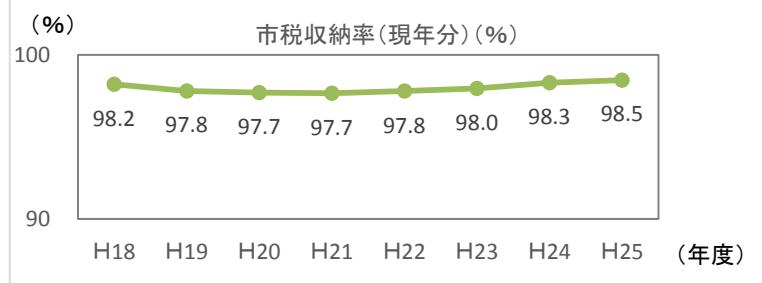
(2) 公平・適正な負担による財政基盤の強化 主担当課：財政課

①計画的な財政運営

- 多様で高度化する市民ニーズに応える効率的で安定した行政サービスを提供するため、実施計画に基づいた中期的な財政計画を策定し、計画的な財政運営を図ります。

成果指標	市税収納率（現年分）	
市税収入額を調定額で除したもの		
現状値（年度）	H33 年度目標値	H38 年度目標値
98.5% (H25 年度)	98.9%	99.1%

成果指標の推移



②効果的な財政運営

- 厳しい財政状況を踏まえ、行政サービスの提供において、最少の経費で最大の効果をあげるために、事業の選択と集中の実施や経費の精査を行い、効果的な財政運営を図ります。

③税収などの確保

- 税制改正や課税対象を的確に把握し、適正な課税を行います。また、口座振替の奨励、コンビニエンスストアでの収納、休日納税相談、電話催告の実施、差押などの滞納処分により税収などの確保を図ります。

(3) 公共施設の効果的・効率的な管理運営 主担当課：財産管理課

①総合的・計画的な公共施設の管理

- 市の公共施設を安全に利用していただくとともに、市の建物、道路、橋梁、上・下水道などの機能を有効に活用するため、公共施設など総合管理計画に基づき、老朽化対策をはじめ、適切な施設管理に努めます。

成果指標	個別施設計画の策定	
中長期的な取組の方向性を示した公共施設など総合管理計画（平成27年度策定予定）に基づき、個別施設毎の対応方針を定めた計画を策定する。		
現状値（年度）	H33 年度目標値	H38 年度目標値
未策定	策定	更新

②効果的・効率的な公共施設の運営

- 民間との適切な連携を進めながら、公共施設のサービスの質の向上や効率的な施設運営に努めます。

5 行財政

- (1) 行政評価と行政改革による行政施策の推進
- (2) 公平・適正な負担による財政基盤の強化
- (3) 公共施設の効果的・効率的な管理運営
- (4) 適正かつ効率的な行政事務の遂行
- (5) 機能的な組織づくりと人材育成

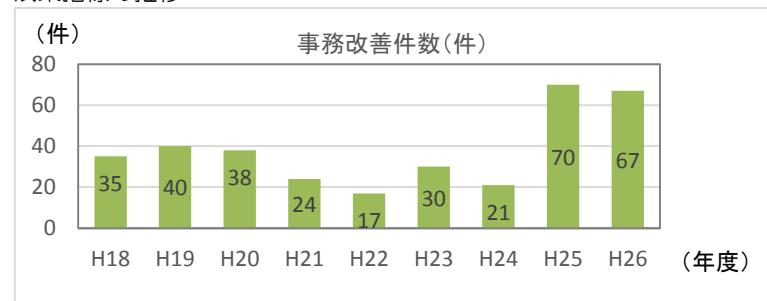
(4) 適正かつ効率的な行政事務の遂行 主担当課：政策企画課

①総合的・計画的な行政運営

- 各種計画とその進行管理を効果的に実施し、合わせて施策、事業の効果と効率を見極めながら、市民のニーズに対応した柔軟な市政運営に努めます。
- 施策を推進するに当り、主担当課及び関連する課をもって総合的に、適正かつ効率的に事務を遂行します。

成果指標	事務改善件数	
各年度における全課から出された事務改善件数の合計		
現状値（年度）	H33 年度目標値	H38 年度目標値
67件 (H26 年度)	100件	100件

成果指標の推移



②公正で透明な行政運営

- 公正で透明な行政運営を図るため、市政の情報公開を積極的に進めます。
- 個人情報の保護を徹底し、情報管理における危機管理体制の充実を図ります。
- 公正で透明性の確保された入札の執行により、適正な契約管理を行います。
- 検査や監査など、市の事務事業に対するチェック機能の充実に努めます。

③ I C T の適正かつ効果的な活用

- I C T の適正かつ効果的な活用により、事務の効率化や安全性の確保を図るとともに、市民が利用しやすい行政サービスの充実に努めます。

(5) 機能的な組織づくりと人材育成 主担当課：政策企画課

①柔軟で機能的な組織運営

- 地方分権※による権限移譲※や新たな行政課題などに対応するため、総合調整機能の強化を図りながら、組織の効率的・弹力的な運営に努めます。

成果指標	機能的な組織づくりと人材の育成の推進	
組織の強化と職員の育成の2つを柱として行政サービスの強化を図っていく。		
現状値（年度）	H33 年度目標値	H38 年度目標値
推進	推進	推進

②職員の能力開発と人材育成

- 人材育成基本方針に基づき、研修の充実や人を育てる職場づくりの推進を図るとともに、人事考課制度を活用することで職員の能力開発を進め、多様な市民ニーズに対応できる職員の育成を図ります。

関連する個別計画：

